第10回第8次医療計画 等に関する検討会 令和4年7月20日

5疾病・5事業について (その1;5疾病について)

目次

1.	医療計画について	• • • p 3
2.	がんの医療体制について	· · · p 6
3.	脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制について	· · · p 2
4.	糖尿病の医療体制について	· · · p 36
5.	精神疾患の医療体制について	· · · p49

1. 医療計画について

医療計画における記載する疾病及び事業の考え方

第8回第8次医療計画 等に関する検討会 へ和4年5月25日

○ 5疾病の考え方

・広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病 (医療法第30条の4第2項第4号)

具体的な考え方

- 患者数が多く国民に広く関わるもの
- ・ 死亡者数が多いなど政策的に重点が置かれるもの
- 症状の経過に基づくきめ細やかな対応が必要なもの
- 医療機関の機能に応じた対応や連携が必要なもの
- ⇒現行の5疾病は、**がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患** (医療法施行規則第30条の28)
- 5事業(※) [救急医療等確保事業] の考え方
 - ・医療の確保に必要な事業(「救急医療等確保事業」(医療法第30条の4第2項第5号)

具体的な考え方

- 医療を取り巻く情勢から政策的に推進すべき医療
- 医療体制の構築が、患者や住民を安心して医療を受けられるようになるもの
- ⇒現行の5事業(※)は、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療 ※令和6年度からは、「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加し、6事業。
- <u>在宅医療</u>については、医療法第30条の4第2項第6号の「居宅等における医療の確保に関する事項」 として医療計画に定めることとされている。

第8次医療計画の策定に向けた検討体制

- 第8次医療計画の策定に向け、「第8次医療計画等に関する検討会」を立ち上げて検討。
- 現行の医療計画における課題等を踏まえ、特に集中的な検討が必要な項目については、本検討会の下に、以下の4つ のワーキンググループを立ち上げて議論。
- 新興感染症等への対応に関し、感染症対策(予防計画)に関する検討の場と密に連携する観点から、双方の検討会・ 検討の場の構成員が合同で議論を行う機会を設定。

第8次医療計画等に関する検討会

- ○医療計画の作成指針(新興感染症等への対応を含む5疾病6事業・在宅医療等)
- ○医師確保計画、外来医療計画、地域医療構想 等
 - ※具体的には以下について検討する
 - ・医療計画の総論(医療圏、基準病床数等)について検討
 - ・各検討の場、WGの検討を踏まえ、5疾病6事業・在宅医療等について総合的に検討
 - ・各WGの検討を踏まえ、地域医療構想、医師確保計画、外来医療計画について総合的に検討
 - ※医師確保計画及び外来医療計画については、これまで「医師需給分科会」で議論してきており、 次期計画の策定に向けた議論については、本検討会で議論。

地域医療構想及び 医師確保計画に 関するWG

- ○以下に関する詳細な検討
- ・医師の適正配置の観点を 含めた医療機能の分化・ 連携に関する推進方針
- ・地域医療構想ガイドライン
- 医師確保計画ガイドライン

外来機能報告等に 関するWG

- ○以下に関する詳細な検討
- ・医療資源を重点的に活用する外来
- ·外来機能報告
- ・地域における協議の場
- ・医療資源を重点的に活用 する外来を地域で基幹的に 担う医療機関 等

在宅医療及び 医療・介護連携に 関するWG

- ○以下に関する詳細な検討
- ・在宅医療の推進
- ・医療・介護連携の推進等

救急・災害医療 提供体制等に関す るWG

- ○以下に関する詳細な検討
- ・第8次医療計画の策定に 向けた救急医療提供体制 の在り方
- ・第8次医療計画の策定に 向けた災害医療提供体制 の在り方 等

【新興感染症等】

感染症対策(予防計画) に関する検討の場等

連 携

8

【5疾病】

各疾病に関する 検討の場 等

報生

- * へき地医療、周産期医療、小児 医療については、第7次医療計画 の策定に向けた検討時と同様、それ ぞれ、以下の場で専門的な検討を 行った上で、「第8次医療計画等に 関する検討会」に報告し、協議を進 める予定。
- ・へき地医療

_____ 厚牛労働科学研究の研究班

·周産期医療、小児医療

有識者の意見交換

2. がんの医療体制について

がん診療提供体制の現状と今後の取り組みについて

厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課

がん診療連携提供体制の構築に関する主な経緯

- ▶平成13年8月 地域がん診療拠点病院の整備に関する指針
- ▶平成14年3月 地域がん診療拠点病院の指定開始(5施設)
- ▶平成17年4月 がん医療水準均てん化に関する検討会報告書
 - 拠点病院指定要件をできる限り数値を含めて明確化すること、地域がん診療拠点病院を、診療・教育研修・研究・情報発信機能に応じて2段階に階層化すること、特定機能病院を指定の対象とすること等が提言された。
- ▶平成18年2月 がん診療連携拠点病院の整備について(健康局長通知)
- ▶平成18年6月 がん対策基本法 成立
- ▶平成19年4月 がん対策基本法 施行
- ▶平成19年6月 がん対策推進基本計画(第1期)の閣議決定
- ▶平成20年3月 がん診療連携拠点病院の整備について(健康局長通知)
- ▶平成24年6月 がん対策推進基本計画(第2期)の閣議決定
- ▶平成24年12月~ **がん診療提供体制のあり方に関する検討会**
- ▶平成26年1月 がん診療連携拠点病院等の整備について(健康局長通知)
- ▶平成30年6月 **がん対策推進基本計画(第3期)の閣議決定**
- ▶平成30年7月 がん診療連携拠点病院等の整備について(健康局長通知) ※現行指針
 - 平成31年度以後の既指定の地域がん診療連携拠点病院で、指定要件の充足状況が不十分であると判断された場合に、特例型とし、経過措置的に指定類型を見直すこととした。
- >令和4年夏頃(予定) **がん診療連携拠点病院等の整備について(健康局長通知)** ※新指針
 - 都道府県がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院に おける特例型の新設、地域がん診療連携拠点病院(高度型)の廃止、等を検討している。
- ▶令和4年度中(予定) がん対策推進基本計画(第4期)の閣議決定

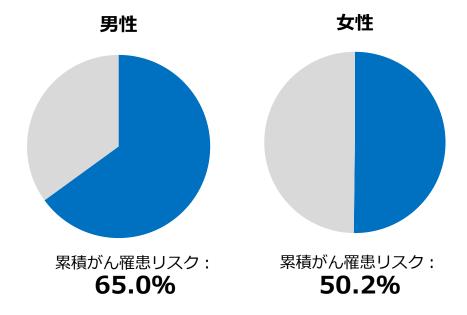


日本のがんの現状

- 約3人に1人ががんで死亡(2020年 年間死亡者数 約38万人)
- 日本人の2人に1人が生涯でがんになる

<<我が国における粗死亡率の推移(主な死因別)>>

(人口10万対) 350 1981年「がん」が がん 300 死因の第一位に 250 心疾患 脳血管疾患 200 150 100 肺炎 50 結核 0 1962 1967 1972 1982 1987 1992 2002 2007 •結核 **——悪性新生物 ——**心疾患 **——**脳血管疾患 肺炎 <<生涯でがんに罹患する確率>>



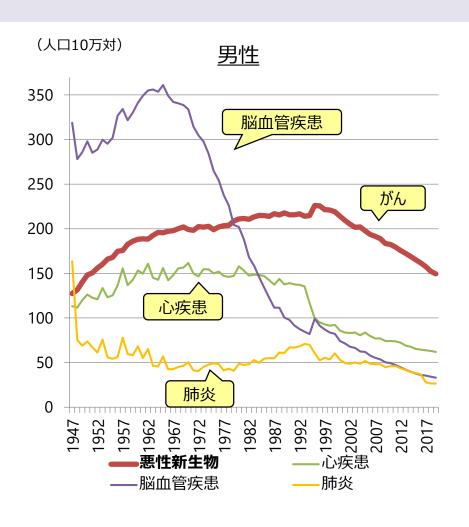
出典:国立がん研究センターがん情報サービス「最新がん統計」 (2022.3.18更新)をもとに作成

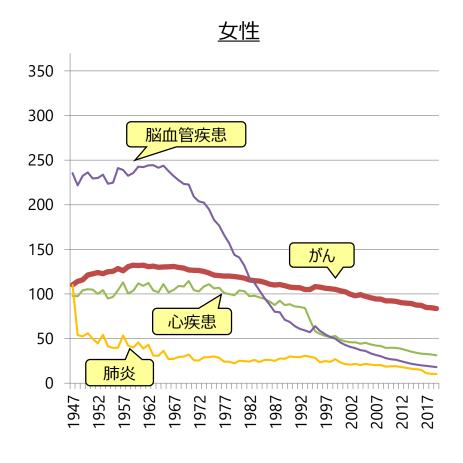
(https://ganjoho.jp/reg_stat/statistics/stat/summary.html)

出典:令和2(2020)年人口動態統計(確定)

我が国における性別年齢調整死亡率の推移(主な死因別)

■ 男性は1990年代後半から、女性は1960年代後半から、がんの年齢調整死亡率が減少





出典 令和元年(2019)年人口動態統計(確定)

第3期がん対策推進基本計画(平成30年3月9日閣議決定)(概要)

第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策

(2次予防)

1. がん予防2. がん医療の充実(1)がんの1次予防(1)がんゲノム医療(2)がんの早期発見、がん検診(2)がんの手術療法、放射

- (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3)チーム医療
- (4)がんのリハビリテーション
- (5)支持療法
- (6)希少がん、難治性がん (それぞれのがんの特性に応じた対策)
- (7) 小児がん、AYA(※) 世代のがん、高齢者のがん (※) Adolescent and Young Adult: 思春期と若年成人
- (8)病理診断
- (9)がん登録
- (10) 医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

3. がんとの共生

- (1)がんと診断された時からの緩和ケア
- (2)相談支援、情報提供
- (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- (5)ライフステージに応じたがん対策

4. これらを支える基盤の整備

- (1)がん研究
 - (2)人材育成
 - (3)がん教育、普及啓発

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1. 関係者等の連携協力の更なる強化
- 2. 都道府県による計画の策定
- 3. がん患者を含めた国民の努力
- 4. 患者団体等との協力

- 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 6. 目標の達成状況の把握
- 7. 基本計画の見直し

1. がん予防

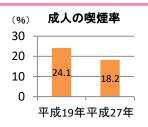
1次予防(がんにならないための予防)

現状·課題

- ◆ 喫煙(受動喫煙を含む)に対する更なる対策が必要。
- ◆ 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者、運動習慣のある者等の割合に大きな変化がない。
- ◆ 肝炎ウイルス検査結果が陽性であっても、その後の受診につながっていない者がいる。

取り組むべき施策

- ◆ 喫煙の健康影響に関する普及啓発活動、禁煙希望者に対する禁煙支援、受動喫煙防止対策の徹底
- ◆ スマート・ライフ・プロジェクト、食生活改善普及運動等を通じた普及啓発
- ◆ 肝炎ウイルス陽性者への受診勧奨・普及啓発、B型肝炎については、定期予防接種の推進や治療薬の開発





喫煙以外の生活習慣について	男性	女性
生活習慣病のリスクを高める量を 飲酒している者の割合(%)	13.9 (14.7)	8.1 (7.6)
運動習慣のある者の割合(%)	37.8 (36.1)	27.3 (28.2)

出典: 平成27年国民健康・栄養調査()内は平成24年のデー

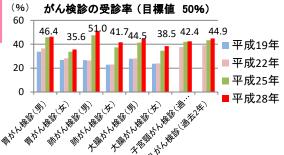
2次予防(がんを早期に発見し早期に治療することでがんによる死亡を減らすこと:がん検診)

現状·課題

- ◆ がん検診の受診率が目標値に達しておらず、精密検査受診率も低い。
- ◆ 指針に定められていないがん種に対するがん検診等、科学的根拠に 基づかないがん検診が実施されている。
- ◆ がん検診受診者の30-60%程度は職域で受診しているが、任意で実施されているため、検査項目や対象年齢等実施方法は様々である。

取り組むべき施策

- ◆ 効果的な受診勧奨、受診者の立場に立った利便性の向上等、受診率 向上のための方策の検討
- ◆ 指針に基づいたがん検診の実施及び精度管理向上の取組
- ◆ 国内外の知見を収集し、科学的根拠に基づいたがん検診の方法等に ついて検討
- ◆ 職域におけるがん検診に関するガイドライン(仮称)の策定



出典:平成28年国民生活基礎調査

指針に定められていないがん種に対する がん検診の実施状況



(全1,737市町村(特別区を含む)から回答)

出典: 平成28年度市町村におけるがん検診の実施状況調査

精密検査受診率(目標値 90%)

がん検診の種類	%
胃がん	79.5
肺がん	79.8
大腸がん	66.9
子宮頸がん	72.4
乳がん	85.1

出典: 平成27年度地域保健・健康増進事業報告

職域でがん検診を受けている者の割合

がん検診の種類	%		
胃がん(40-69歳)	58		
肺がん(40-69歳)	63		
大腸がん(40-69歳)	55		
子宮頸がん(20-69歳、過去2年)	32		
乳がん(40-69歳、過去2年)	36		

出典:平成28年国民生活基礎調査

2. がん医療の充実

がんゲノム医療

現状·課題

- ◆ がんゲノム医療の提供体制の構築、社会環境の整備等が求められている。
- ◆ がんゲノム医療の実現に必要な人材育成等が必要である。

取り組むべき施策

- ◆「がんゲノム医療中核拠点病院」の整備等、がんゲノム医療提供体制の構築
- ◆ がんゲノム医療に必要な人材の育成の推進
- ◆ ゲノム情報等のビッグデータを効率的に活用するための「がんゲノム情報管理センター」の整備



出典:平成29年4月14日 未来投資会議資料より一部改変

がん医療提供体制

現状·課題

- ◆ がん診療連携拠点病院等(以下「拠点病院等」という。)を中心に、がん医療の均てん化を進めてきた。
- ◆拠点病院等の取組において、医療安全等の 強化が必要との指摘がある。
- ◆ 免疫療法については、十分な科学的根拠を有す る治療法とそうでない治療法があり、国民が免 疫療法に関する適切な情報を得ることが困難と なっている。

取り組むべき施策

- ◆ ゲノム医療、医療安全、支持療法など、新たに 拠点病院等の要件に追加する事項の検討
- ◆ ゲノム医療や一部の放射線療法等について、 集約化のあり方の検討
- ◆ 免疫療法等に関する情報提供のあり方の検討

希少がん及び難治性がん対策

現状·課題

- ◆ 希少がん診療の専門施設と地域の拠点病院等との連携の必要性等 が指摘されている。
- ◆ 難治性がんは、有効な診断・治療法の開発が必要とされている。

取り組むべき施策

- ◆ 希少がん医療における中核的な役割を担う医療機関の整備
- ◆ 難治性がんの診断法・治療法についての研究・開発の推進

小児がん、AYA*世代のがん及び高齢者のがん対策

現状·課題

※Adolescent and Young Adult(思春期と若年成人)

希少がん中央機関

(国立がん研究センター)

- ◆ 小児がん拠点病院と他の医療機関とのネットワークの整備が必要。
- ◆ AYA世代のがんは、年代や個々の状況に応じたニーズに対応できるような体制の整備が 必要。
- ◆ 高齢者のがん患者については、標準治療の提供に明確な判断基準が示されていない。

取り組むべき施策

- ◆ 小児がん拠点病院以外の地域の連携病院での診療体制の検討
- ◆ AYA世代のがんの診療体制及び相談支援・就労支援体制の検討
- ◆ 高齢者のがん診療に関する診療ガイドラインの策定及び普及



3. がんとの共生

緩和ケア

現状・課題

- ◆ 患者の苦痛に対して、迅速かつ適切なケアが十分提供されていない。
- ◆ 緩和ケア研修会の受講勧奨、受講の利便性の改善、内容の充実が求められている。

全国のがん患者の患者体験調査	(n=7080)	
からだのつらさがあると答えた患者の割合	34.7%	
気持ちのつらさがあると答えた患者の割合	24.0%	



出典:平成30年患者体験調査

取り組むべき施策

- ◆ 苦痛のスクリーニングの診断時からの実施、緩和ケアの提供体制の 充実
- ◆ 緩和ケア研修会の内容や実施方法の充実

がん患者の就労支援・社会課題への対策

現状·課題

- ◆ 離職防止や再就職等の就労支援に、充実した支援が求められている。
- ◆ アピアランスや生殖機能温存等の相談支援、情報提供する体制が構築されていない。



- ◆ がん患者への「トライアングル型サポート体制」の構築
- ◆アピアランス支援研修会の開催、生殖機能温存等に関する相談支援、 情報提供のあり方の検討

相談支援•情報提供

現状·課題

- ◆がん相談支援センターが十分に利用されていない。
- ◆ がんに関する情報が氾濫し、正しい情報取得が困難な場合がある。

取り組むべき施策

- ◆ 治療早期からのがん相談支援センターの利用促進、体制整備
- ◆ 科学的根拠に基づく情報提供、医業等のウェブサイト監視体制強化

社会連携に基づくがん対策・がん患者支援

現状·課題

◆ 拠点病院等と地域の医療機関等との連携、在宅医療を提供する施設におけるがん医療の質の向上を図る必要がある。

取り組むべき施策

◆ 多職種連携の推進、地域の施設間の調整役を担う者の養成

ライフステージに応じたがん対策

現状·課題

- ◆ 小児・AYA世代において、多様なニーズが存在し、成 人のがんとは異なる対策が必要とされている。
- ◆ 高齢者は、認知症を合併することが多いが、がん医療 における意思決定等の基準は定められていない。

取り組むべき施策

- ◆ 小児・AYA世代のがん経験者の長期フォローアップ 体制の整備
- ◆ 認知症等を合併したがん患者や、看取り期における 高齢のがん患者の意思決定支援策の検討

4. これらを支える基盤の整備

がん研究

現状·課題

- ◆「がん研究10か年戦略」に基づき、長期的視点を持って研究成果を産み出すこととしている。
- ◆一方で、現在のがん患者を取り巻く社会の状況に応じた更なる研究が求められている。



取り組むべき施策

- ◆「がん研究10か年戦略」の見直し
- ◆ AMEDによる、基礎的な研究から実用化に向けた研究までの一体的な推進
- ◆ 小児がん、希少がん、難治性がん等の標準的治療の確立や診療ガイドラインの策定
- ◆ 新たな治療法の開発が期待できるゲノム医療や免疫療法の研究の推進



人材育成

現状·課題

◆ がん医療の進歩・細分化が進んだこと や、がんの特性・ライフステージに応じた 対応のため、専門的な人材育成が求めら れている。



取り組むべき施策

- ◆がん医療や支援の均てん化に向けた、 幅広い人材の育成についての検討
- ◆ がん医療を専門とする医療従事者の 養成の継続
- ◆ ゲノム医療や希少がん及び難治性が んへの対応や、ライフステージに応じた 対応ができる医療従事者等の育成



がん教育・がんに関する知識の普及啓発

現状·課題

- ◆学校におけるがん教育について、地域によって外部講師の活用や、 教員の知識等が不十分。
- ◆ 民間団体が実施している普及啓発活動への支援が不十分。







取り組むべき施策

- ◆ 学校でがん教育を実施するため、教員や外部講師を対象とした 研修会等の実施
- ◆ 民間団体や患者団体によって実施されている普及啓発活動の 支援







現行指針におけるがん診療連携拠点病院等

- ▶「国立がん研究センター」は、指定の検討会の意見を踏まえ、がん診療連携拠点病院として厚生労働大臣が指定する。
- ▶「がん診療連携拠点病院(都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院)」「特定領域がん診療連携拠点病院」「地域がん診療病院」は、都道府県知事が推薦し、指定の検討会の意見を踏まえて厚生労働大臣が指定する。
- ▶ 「地域がん診療連携拠点病院」は、「高度型」「特例型」として、指定の類型を定めることができる。

〈がん診療連携拠点病院等の全体像〉

◆都道府県がん診療連携協議会 (都道府県協議会)

都道府県がん診療連携拠点病院は都道府県協議会を設置し、都道府県 内のがん診療に係る情報の共有、評価、分析及び発信を行う。

都道府県がん診療連携拠点病院(51か所)

- ・都道府県における中心
- ・都道府県下の拠点病院等のとりまとめ(研修実施、情報提供等)

地域がん診療連携拠点病院(354か所)

- がん医療圏に原則1か所整備
- 専門的ながん医療の提供・連携体制の整備

地域がん診療連携拠 点病院(高度型): 55か所

診療機能等が高く、 同一のがん医療圏に 1か所 地域がん診療連携 拠点病院:293か 所 地域がん診療連携拠 点病院(特例型): 6か所

指定要件を欠くなど の事態が発生した場 合

特定領域がん診療連携拠点病院(1か所)

• 特定のがんについて都道府県で最も多くの患者を診療

地域がん診療病院(45か所)

- ・ がん診療連携拠点病院のないがんの医療圏に1か所整備
- グループ指定(隣接するがん診療連携拠点病院との連携)

国・厚生労働省



◆都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会(国協議会)

国立がん研究センターと都道府県がん診療連携拠点病院が連携し、情報収集、共有、評価、広報を行う。

国立がん研究センター(2か所)

- がん対策の中核的機関としてがん医療を牽引
- 都道府県下のがん診療連携拠点病院等に対し、診療支援、 情報提供、人材育成等の役割を担う
- 我が国におけるがん診療等に関する情報を収集、分析、評価し、改善方策を検討した上で国に提言

※令和4年4月1日時点

がん診療連携拠点病院等の指定要件に関するWGの進め方(案)

令和3年11月30日

がん診療連携拠点病院等の 指定要件に関するWG開始

複数回のWGの中で、 以下の内容等を検討。

- 診療体制
- 診療実績
- 研修の実施体制
- 情報の収集提供体制
- 臨床研究及び調査研究
- 連携・人材育成
- 医療に係る安全管理

令和4年7月頃

がん診療提供体制のあり方に関する検討会

• 指定要件に関するWGでの検討内容を踏ま え、方針を決定

改定した整備指針を発出

令和4年度中

がん診療連携拠点病院等の 指定に関する検討会

(※) 改定後の整備指針での指定

がん診療連携拠点病院等の整備指針の見直しの方向性

がん診療連携拠点病院等、小児がん拠点病院等、がんゲノム医療中核拠点病院等について、がん医療の質の向上を目的とした整備指針の見直しの検討が各ワーキンググループで実施されており、がん診療提供体制のあり方に関する検討会での報告後、夏頃に新整備指針の発出が予定されている。

がん診療連携拠点病院等の整備指針見直しの主な論点

- 都道府県内で拠点病院等が連携して対応する協議会の機能強化と、特に希少がんや特殊な治療 法についての役割分担の明確化
- 医師数が概ね300人を下回る医療圏において設定されていた、医師の配置に関する緩和要件を原 則廃止(ただし、都道府県全体の医療体制の方針等を踏まえ指定の検討会における個別検討も可 とする)
- 都道府県がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院における 特例型の新設
- 地域がん診療連携拠点病院(高度型)の廃止

等

新指針におけるがん診療連携拠点病院等(案)

- 「都道府県がん診療連携拠点病院」「特定領域がん診療連携拠点病院」「地域がん診療病院」に特例型を新設する。
- > 「地域がん診療連携拠点病院(高度型)」は廃止する。

〈がん診療連携拠点病院等の全体像〉

◆都道府県がん診療連携協議会 (都道府県協議会)

都道府県がん診療連携拠点病院は都道府県協議会を設置し、都道府県内のがん診療に係る情報の共有、評価、分析及び発信を行う。

都道府県がん診療連携拠点病院

- ・都道府県における中心
- ・都道府県下の拠点病院等のとりまとめ(研修実施、情報提供等)

都道府県がん診療連携拠点病院(特例型)

指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

地域がん診療連携拠点病院

- がん医療圏に原則1か所整備
- 専門的ながん医療の提供・連携体制の整備

地域がん診療連携拠点病院(特例型)

指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

特定領域がん診療連携拠点病院

• 特定のがんについて都道府県で最も多くの患者を診療

特定領域がん診療連携拠点病院(特例型)

指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

地域がん診療病院

- がん診療連携拠点病院のないがんの医療圏に1か所整備
- グループ指定(隣接するがん診療連携拠点病院との連携)

地域がん診療病院(特例型)

指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

国・厚生労働省



◆**都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会(国協議会)** 国立がん研究センターと都道府県がん診療連携拠点病院が

連携し、情報収集、共有、評価、広報を行う。

国立がん研究センター(2か所)

- がん対策の中核的機関としてがん医療を牽引
- 都道府県下のがん診療連携拠点病院等に対し、診療支援、情報提供、人材育成等の役割を担う
- 我が国におけるがん診療等に関する情報を収集、 分析、評価し、改善方策を検討した上で国に提言

第8回 がん診療連携拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ (令和4年5月30日) 資料1より抜粋・一部改変

(参考)地域がん診療連携拠点病院の指定要件案(抜粋)①

都道府県協議会における役割

各都道府県の他の拠点病院等と協働して都道府県協議会を設置し、その運営に主体的に参画すること。その際、各医療圏におけるがん医療の質を向上させるため、当該医療圏を代表して協議会の運営にあたるとともに、協議会の方針に沿って各医療圏におけるがん医療が適切に提供されるよう努めること。

診療体制に関する要件

集学的治療等の 提供体制及び標 準的治療等の提 供

• 我が国に多いがんを中心にその他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療、リハビリテーション及び緩和ケア(以下「集学的治療等」という。)を提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療(以下「標準的治療」という。)等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。ただし、我が国に多いがんの中でも症例の集約化により治療成績の向上が期待されるもの等、当該拠点病院において集学的治療等を提供しない場合には、適切な医療に確実につなげることができる体制を構築すること。 等

手術療法、放射 線療法、薬物療 法の提供体制の 特記事項

- 術後管理体制の一環として、手術部位感染に関するサーベイランスを実施すること。その際、厚生労働省 院内感染対策サーベイランス事業(JANIS)への登録が望ましい。
- 強度変調放射線治療と外来での核医学治療を提供することが望ましい。
- 密封小線源治療について、地域の医療機関と連携し、役割分担すること。
- 専用治療病室を要する核医学治療や粒子線治療等の高度な放射線治療について、患者に情報提供を行うと ともに、必要に応じて適切な医療機関へ紹介する体制を整備すること。
- 免疫関連有害事象を含む有害事象に対して、他診療科や他病院と連携する等して対応すること。 等

緩和ケアの提供 体制

- がん診療に携わる全ての診療従事者により、全てのがん患者に対し入院、外来を問わずバイタルサインの チェックと同時に行うなど、頻回に苦痛の把握に努め、必要な緩和ケアの提供を行うこと。また、これを 支援するために、組織上明確に位置付けられた緩和ケアチームを整備すること。
- 全てのがん患者に対して苦痛の把握と適切な対応がなされるよう緩和ケアに係る診療や相談支援、患者からのPRO(患者報告アウトカム)、医療用麻薬の処方量など、院内の緩和ケアに係る情報を把握し、検討・改善する場を設置していること。それを踏まえて自施設において組織的な改善策を講じる等、緩和ケアの提供体制の改善に努めること。

(参考)地域がん診療連携拠点病院の指定要件案(抜粋)②

診療体制に関する要件

- 希少がん・難治がんの患者の診断、治療に関しては、積極的に都道府県協議会における役割分担の整理を 活用し、対応可能な施設への紹介やコンサルテーションで対応すること。
- 小児がん患者で長期フォローアップ中の患者については、小児がん拠点病院や連携する医療機関と情報を 共有する体制を整備すること。

それぞれの特性 に応じた診療等 の提供体制

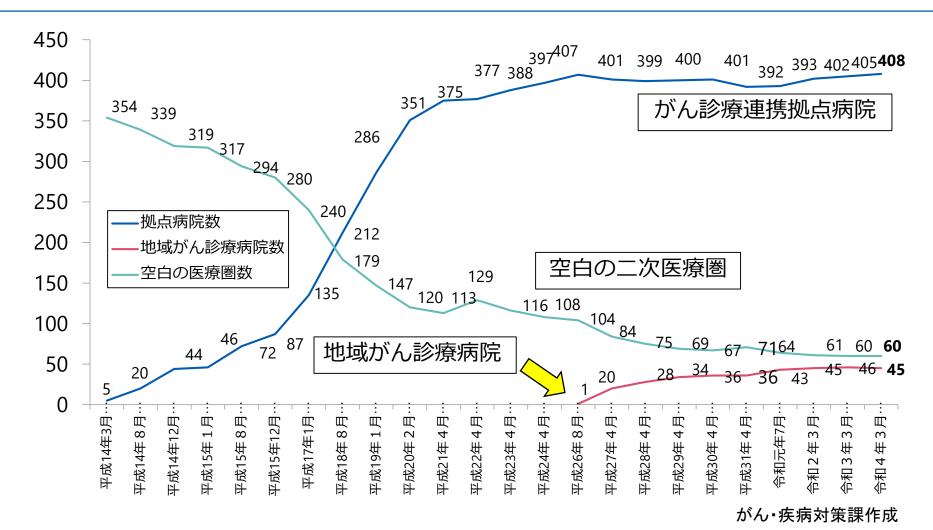
- 各地域のがん・生殖医療ネットワークに加入し、「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」へ参画するとともに、対象となりうる患者や家族には必ず治療開始前に情報提供すること。患者の希望を確認するとともに、がん治療を行う診療科が中心となって、院内または地域の生殖医療に関する診療科とともに、妊孕性温存療法及びがん治療後の生殖補助医療に関する情報提供及び意思決定支援を行う体制を整備すること。自施設において、がん・生殖医療に関する意思決定支援を行うことができる診療従事者の配置・育成に努めること。
- 就学、就労、妊孕性の温存、アピアランスケア等に関する状況や本人の希望についても確認し、自施設も しくは連携施設のがん相談支援センターで対応できる体制を整備すること。また、それらの相談に応じる 多職種からなるAYA世代支援チームを設置することが望ましい。
- 高齢者のがんに関して、併存症の治療との両立が図れるよう、関係する診療科と連携する体制を確保する こと。また、意思決定能力を含む機能評価を行い、各種ガイドラインに沿って、個別の状況を踏まえた対 応をしていること。
- 医療機関としてのBCPを策定することが望ましい。

その他の環境整備等

- 患者とその家族が利用可能なインターネット環境を整備することが望ましい。
- がん治療に伴う外見の変化について、がん患者及びその家族に対する説明やアピアランスケアに関する情報提供・相談に応じられる体制を整備していること。

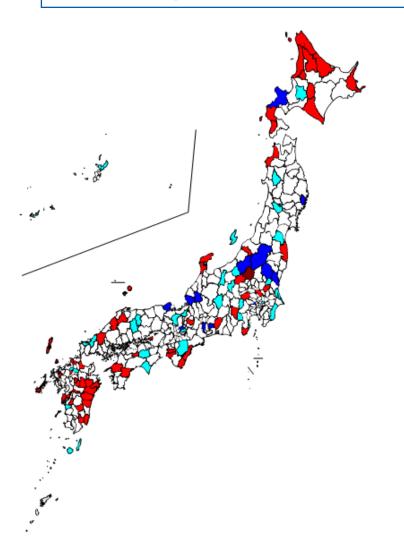
拠点病院数と拠点病院のない二次医療圏数の推移

- 2014年8月より地域がん診療病院を設置。
- 〇 地域がん診療病院の設置により、拠点病院のない二次医療圏(空白の二次医療圏)が、 108カ所(平成26年4月時点)から60カ所(令和4年3月時点)に減少した。



全国における空白の二次医療圏の分布状況(令和4年)

○地域がん診療病院の設置によって、全国的に、空白の二次医療圏であった地域が一定程度解消された(108地域→60地域)。



- _ 空白の二次医療圏
- 元々空白の二次医療圏であったが地域がん診療病院 設置によって解消された二次医療圏
- 元々空白の二次医療圏であったが地域がん診療連携拠点病院設置によって解消された二次医療圏
- 新たに空白の医療圏となった二次医療圏

現時点における空白の二次医療圏数 →**60地域**

空白の二次医療圏への今後の対応方針について

(現状・課題)

- 現行の整備指針では、都道府県が医療計画にて定めるがんの医療圏に都道府県拠点 病院もしくは地域拠点病院を指定することとしている。
- また、地域がん診療病院は、拠点病院の無いがんの医療圏に指定することとしている。
- 一方で、一部の自治体においては、拠点病院・地域がん診療病院のいずれも指定されていない「空白の医療圏」が生じている事例が見受けられる。
- これら「空白の医療圏」については、受療行動の実態として拠点を設けることが必ずしも 適切とは言えない状況にある。今後のニーズも踏まえた適切ながんの医療圏の見直しを 推奨するべきではないか。



次期医療計画の改定にあたり、都道府県に対し、空白の医療圏の患者の受療動向等を勘案し、実情や人口減少等の将来のニーズに即したがんの医療圏の再検討を促してはどうか。

(参考)小児がん拠点病院等の全体像(案)

- ▶「小児がん中央機関」は、指定の検討会の意見を踏まえ、厚生労働大臣が指定する。
- ▶「小児がん拠点病院」は、指定の検討会の意見を踏まえ、厚生労働大臣が指定する。
- ▶「小児がん連携病院」は、地域ブロック協議会の意見を踏まえ、小児がん拠点病院が指定する。

(「類型1-A」「類型1-B」「類型2」「類型3」の4類型あり、類型1,2,3は兼ねる事ができる。)

小児がん拠点病院連絡協議会

- 医療及び質の向上を目指した協議
- 各地域ブロックからの情報収集
- 地域ブロックを超えた連携体制の整備

◆小児がん中央機関

日本における小児がん医療・支援の牽引

国立成育医療センター

- ◎相談支援に関する体制整備(小児及びAYA世代のがん)
- ○情報提供(小児及びAYA世代のがん)
- ◎診断支援(放射線診断、病理診断等)
- ◎小児がんの登録体制の整備
- ◎人材育成の中心(医師、看護師、心理士等)
- ◎小児がん拠点病院連絡協議会事務局

国立がん研究センター

- ◎国民への情報提供(小児及びAYA世代のがん)
- ○小児がんの登録体制の整備(院内がん登録実施支援)
- ○人材育成の中心(相談員研修、院内がん登録実務者研修)
- ◎臨床研究支援

アドバイザリー・ボード(外部有識者等)

地域ブロック協議会

- 全国7地域
- 地域ブロック内の小児がん診療に係る連携体制の整備

◆小児がん拠点病院(15か所)

地域における小児がん医療・支援の中心

- ・難治、再発例を含む小児がんに対する集学的治療
- ・小児・AYA世代のライフステージに応じた相談支援
- ・人材育成
- ・臨床研究の推進

◆小児がん連携病院

地域の小児がん医療の集約を担う施設

類型1

標準治療が確立しているがん種について、拠点病院と同等程度の医療

- 1-A 一定以上の症例数等の要件を満たす施設
- 1-B 地域の小児がん診療を行う施設

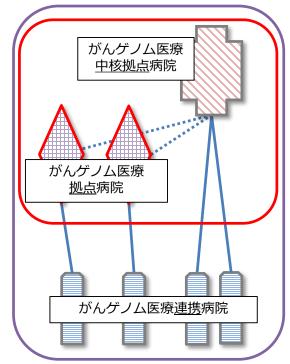
類型 2

集約すべき特定のがん種の診療や、限られた施設でのみ実施可能な治療

類型3

長期フォローアップを担う施設

<u>(参考)がん</u>ゲノム医療中核拠点病院等の全体像



がんゲノム中核拠点病院又は拠点病院が、 がんゲノム医療連携病院を選定する。

患者訪明(榜堂)	华	シークエンス実施	エキスパートパネルレポート作成	患者説明(結果)	治療	研究開発・治験	人材育成
	患者説明 検体準備	シークエ ンス実施	専門家 レポー 会議 ト作成	患者 説明	治療	研究 開発	人材 育成
中核 拠点	必須	外注可	必須	必須	必須	必須	必須
拠点	必須	外注可	必須	必須	必須	連携	連携
連携	必須	外注可	中核拠点あるい は拠点病院の会 議等に参加	必須	必須	連携	連携

がんゲノム医療中核拠点病院 : 人材育成、診療支援、治験・先進医療主導、研究開発を担い、がんゲノム医療を牽引する。

医療提供体制については中核拠点病院と同等。人材育成、治験・先進医療等については連携病院と同等。

がんゲノム医療連携病院 : 中核拠点病院・拠点病院と連携してがん遺伝子パネル検査を実施する医療機関。

- がんゲノム医療提供体制においては、**中核拠点病院又は拠点病院に**連携病院が連携する。
- <u>人材育成、治験・先進医療など</u>においては、**中核拠点病院に**拠点病院及び連携病院が連携する。

3. 脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患の 医療体制について

第7次医療計画策定後の検討と政策

第7次医療計画(2018年~)

脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る診療提供体制の在り方に関する 検討会

(2016年6月~2017年6月)

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法 (2019年12月施行)

循環器病対策推進基本計画 (2020年10月策定)

「脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る診療提供体制の在り方に関する検討会」報告書の概要 【脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る診療提供体制の在り方について(平成29年7月)】

循環器病は、急性期突然死の主な原因かつ介護が必要となる主な原因となるものであり、急性期から維持期まで一貫した診療提供体制の構築が必要。

- 診療提供体制の構築にあたっては、脳卒中と心血管疾患の主な相違点への留意が必要。 (回復期に脳卒中は長期の入院が必要となる場合が多いが、心血管疾患は外来管理が中心。)
- 診療提供体制の評価にあたっては、地域の評価指標に加えて、各医療施設に対する評価指標も必要。(具体的な指標については今後の検討が必要。)

(1)基本的な考え方

- 時間的制約の観点(早急に、適切な治療を開始する必要性)
- 国民に対する教育·啓発(疾患の前兆、症状、発症時の対処法等)
- 専門性を重視した救急搬送体制
- (2)施設間ネットワーク構築および施設が担う医療機能に関する考え方

脳卒中

- 地域の医療施設が連携し、24時間専門的な診療を提供できる体制
 - 平均的な救急搬送圏内での連携体制が基本
 - ・地域や対応疾患によっては平均的な救急搬送圏外との連携体制
 - ※遠隔画像診断等の診断の補助に基づくt-PA療法実施
 - ※緊急の外科的治療が必要な急性大動脈解離への対応等
- 施設毎の医療機能を明確にした上での、効率的な連携体制
 - ・施設毎の医療機能は、地域の状況等に応じて柔軟に設定
- 提供する急性期医療について、安全性等の質の確保

平均的な救急搬送圏内での連携体制 患者の状態や、対応疾患に応じた円滑な連携 (補助下での) 内科的 内科的治療 t-PA療法 t-PA療法に加えて、血管内治療 PCIや内科的治療に加えて や外科的治療 PCI: 経皮的冠動脈インターベンション 遠隔診療を用いた診断の補助 診療情報の共有による相談・連携体制 (補助下での)t-PA療法 PCIや内科的治療 脳卒中の医療機能 平均的な救急搬送圏外との連携体制 心血管疾患の医療機能

心血管疾患

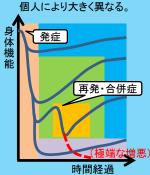
~急性期診療提供のための施設間ネットワークのイメージ~

(1)基本的な考え方

- 患者の状態に応じた、リハビリテーションを含む医療の提供
- 多職種によるアプローチ
 - ・患者教育、再発の危険因子の管理、 適切なリハビリテーション等
- 再発や合併症への対策
- (2)一般的な経過を辿る患者(※)に対する考え方
- ※急性期診療の終了後に、直接もしくは回復期リハビリテーションの 実施を経て生活の場に復帰
- 回復期リハビリテーション適応の検討
 - ・機能的な改善の到達点と到達する時期の想定
 - ・回復期リハビリテーションの適応がある場合は、 地域連携パスの活用等による、急性期から回復期、 回復期から維持期への円滑な移行
- (3)一般的な経過を辿らない患者に対する考え方
- 患者の状態等に応じた適切な医療施設に おける、脳卒中再発・合併症治療

~脳卒中の経過イメージ~

※急性期以降の経過、予後が 個人により大きく異なる。



急性期の医療 回復期の医療 維持期の医療(かかりつけ医等) 維持期の医療(療養)

(1)基本的な考え方

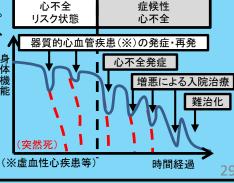
- 再発予防·再入院予防の観点
- 慢性心不全患者への対策
 - ・増悪による再入院を繰りかえしやすく、今後患者数が増加

(2) 再発予防・再入院予防に向けた考え方

- 多職種チームによる多面的・包括的な疾病管理(※)
 - 患者教育、運動療法、冠危険因子の管理等
 - ※学会は、「疾病管理プログラムとしての 心血管疾患リハビリテーション」と提唱。
- 地域の医療資源を効率的に用いて、 多職種が連携できる体制

(3)慢性心不全対策の考え方

- 地域全体で慢性心不全患者を管理機
 - ・かかりつけ医等と専門的医療を 行う施設の連携
- 幅広い心不全の概念の共有
 - ・患者、家族、心血管疾患を専門としない 医療従事者や行政等との共有



~心血管疾患患者の臨床経過イメージ~

健康寿命の延伸等を図るための 脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法 概要

趣旨

平成30年12月14日公布、令和元年12月1日施行

脳卒中、心臓病その他の循環器病が、国民の疾病による死亡・介護の主要な原因になっている現状に鑑み、 循環器病予防等に取り組むことで、国民の健康寿命の延伸を図り、医療・介護の負担軽減に資する。

概要

I 基本理念

- 循環器病の予防、循環器病を発症した疑いがある場合における迅速かつ適切な対応の重要性に関する国 民の理解と関心を深めること
- 循環器病患者等に対する保健、医療(リハビリテーションを含む)、福祉に係るサービスの提供が、その 居住する地域にかかわらず等しく、継続的かつ総合的に行われるようにすること
- 循環器病に関する研究の推進を図るとともに、技術の向上の研究等の成果を提供し、その成果を活用して商品等が開発され、提供されるようにすること

Ⅱ 法制上の措置

政府は、循環器病対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

Ⅲ 循環器病対策推進基本計画の策定等

政府は「循環器病対策推進協議会」を設置し「循環器病対策推進基本計画」を策定。少なくとも6年ごとに変更を行う。都道府県は「都道府県循環器病対策推進協議会」を設置するよう努め、「都道府県循環器病対策推進計画」を策定。少なくとも6年ごとに変更を行うよう努める。 など

IV 基本的施策

• ①循環器病の予防等の推進、②循環器病を発症した疑いがある者の搬送及び受入れの実施に係る体制の整備、③医療機関の整備、④循環器病患者等の生活の質の維持向上、⑤保健、医療及び福祉に係る関係機関の連携協力体制の整備、⑥保健、医療又は福祉の業務に従事する者の育成、⑦情報の収集提供体制の整備、⑧研究の促進 など

循環器病対策推進基本計画

全体目標

- 「1.循環器病の予防や正しい知識の普及啓発」「2.保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実」
- 「3.循環器病の研究推進」に取り組むことにより、2040年までに3年以上の健康寿命の延伸、年齢調整死亡 **率の減少**を目指して、予防や医療、福祉サービスまで幅広い**循環器病対策を総合的に推進**する。

(3年間:2020年度~2022年度)

<循環器病※の特徴と対策>

予防 (一次予防、二次予防、三次予防)

急性期

回復期~慢性期

|再発・合併症・重症化予防|

個別施策

※脳卒中・心臓病その他の循環器病

【基盤】循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備 ► 循環器病の診療情報を収集・活用する公的な枠組み構築

- 1. 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- 循環器病の発症予防及び重症化予防、子どもの頃からの国民への循環器病に関する知識(予防や発症早期の対応等)の普及啓発
- 2. 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
- ① 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
- ② 救急搬送体制の整備
- ③ 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築 ► 地域の実情に応じた医療提供体制構築
- ④ 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
- ⑤ リハビリテーション等の取組
- ⑥ 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
- ⑦ 循環器病の緩和ケア
- ⑧ 循環器病の後遺症を有する者に対する支援
- 9 治療と仕事の両立支援・就労支援
- ⑩ 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策

- ► 特定健康診査・特定保健指導等の普及や実施率向上に向けた取組を推進
- ▶ 救急現場から医療機関に、より迅速かつ適切に搬送可能な体制の構築
- - ▶ 多職種連携し医療、介護、福祉を提供する地域包括ケアシステム構築の推進
 - ▶ 急性期~回復期、維持期・生活期等の状態や疾患に応じて提供する等の推進
 - ▶ 科学的根拠に基づく正しい情報提供、患者が相談できる総合的な取組
 - ▶ 多職種連携・地域連携の下、適切な緩和ケアを治療の初期段階から推進
 - ► 手足の麻痺・失語症・てんかん・高次脳機能障害等の後遺症に対し支援体制整備
 - ▶ 患者の状況に応じた治療と仕事の両立支援、就労支援等の取組を推進
 - ▶ 小児期から成人期にかけて必要な医療を切れ目なく行える体制を整備

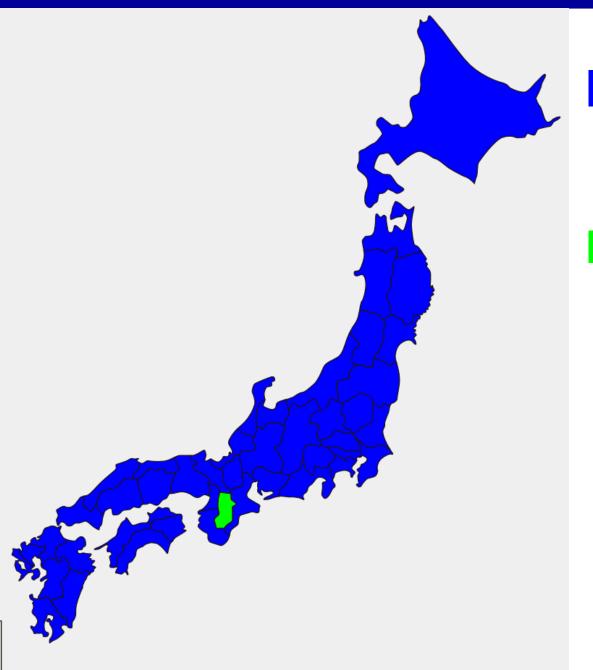
3. 循環器病の研究推進

- 循環器病の病態解明や予防、診断、治療、リハビリテーション等に関する方法に資する研究開発
 - ▶ 基礎研究から診断法・治療法等の開発に資する実用化に向けた研究までを産学連携や医工連携を図りつつ推進
 - ► 根拠に基づく政策立案のための研究の推進

循環器病対策の総合的かつ計画的な推進

関係者等の有機的連携・協力の更なる強化、都道府県による計画の策定、基本計画の評価・見直し 等

都道府県別の循環器病対策推進計画 進捗状況: 令和4年3月



計画完成 ※ 46都道府県 ※近日中の公表予定も含む

計画作成中

(令和4年3月29日 厚生労働省調べ)



循環器病に関する普及啓発事業

○健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成30年法律第105号)

(基本理念)

第2条第1項

喫煙、食生活、運動その他の生活習慣の改善等による循環器病の予防及び<u>循環器病を発症した疑いがある場合における迅速且つ適切な対応の</u> 重要性に関する国民の理解と関心を深めるようにすること。

(循環器病の予防等の推進)

第12条

国及び地方公共団体は、<u>喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境、肥満その他の健康状態並びに高血圧症、脂質異常症、糖尿病、心房細動その他の疾病が循環器病の発症に及ぼす影響並びに循環器病を発症した疑いがある場合の対応方法に関する啓発及び知識の普及、禁煙及び受動喫煙の防止に関する取組の推進その他の循環器病の予防等の推進のために必要な施策を講ずるものとする。</u>

(情報の収集提供体制の整備等)

第18条第1項

国及び地方公共団体は、<u>循環器病に係る保健、医療及び福祉に関する情報(次項に規定する症例に係る情報を除く。)の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずる</u>とともに、循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族その他の関係者に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。



【循環器病に関する正しい知識の普及啓発を実施】

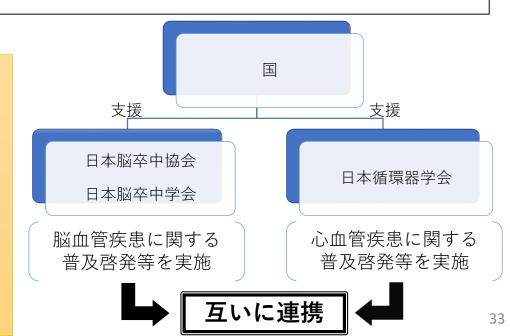
- ▶ 循環器病とは
- ▶ 循環器病に関する生活習慣等の影響
- ▶ 発症直後の対応 等

例:普及啓発資材の作成、HP掲載、シンポジウムの開催

【循環器病に関する専門情報の収集・提供】

- ▶ 最新の科学的知見に基づく情報の収集
- ▶ 最新の医療情報等の提供
- ▶ 循環器病に関する情報をまとめた非専門医向けの ガイドブックの作成 等

例:学会員からの専門情報収集、ガイドブックの作成、シンポジウムの開催



基本計画を実行するための脳卒中・心臓病等総合支援センターのモデル事業

事業概要

- ●循環器病対策推進基本計画で、「保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実」として、脳卒中・心臓病等 (循環器病)患者を中心とした包括的な支援体制を構築するため、多職種が連携して、総合的な取組を進めることとし ているが、これまでに都道府県が医療計画などで実施している対策よりも幅広い内容 (*) であり、各医療施設で個々の 取組はされているものの情報が行き渡っているとはいえず、全ての支援について、十分なレベルで提供することに対し て課題がある
 - ※具体的に、社会連携に基づく循環器病患者支援、リハビリテーション等の取組、循環器病に関する適切な情報提供・相談支援、循環器病の緩和ケア、循環器病の後遺症を有する者に対する支援、治療と仕事の両立支援・就労支援、小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策などが不十分
- この取組を効果的に推進するために、専門的な知識を有し、地域の情報提供等の中心的な役割を担う医療機関に脳卒中・心臓病等総合支援センターを配置し、都道府県と連携を取りながら、地域の医療機関と勉強会を開催したり、支援方法などの情報提供を行うなど協力体制を強化することで、包括的な支援体制を構築し、地域全体の患者支援体制の充実を図るべく、まずモデル的に、全国に10都道府県程度において先行的に実施し、検証を行う

脳卒中・心臓病等総合支援センターのイメージ

本モデル事業の有効性を検証した上で、好事例として横展開を図る等により将来的に全国に広げることを検討

く役割〉循環器病に関する**情報提供**及び**相談支援**の、地域における核となり中心的な役割を担う



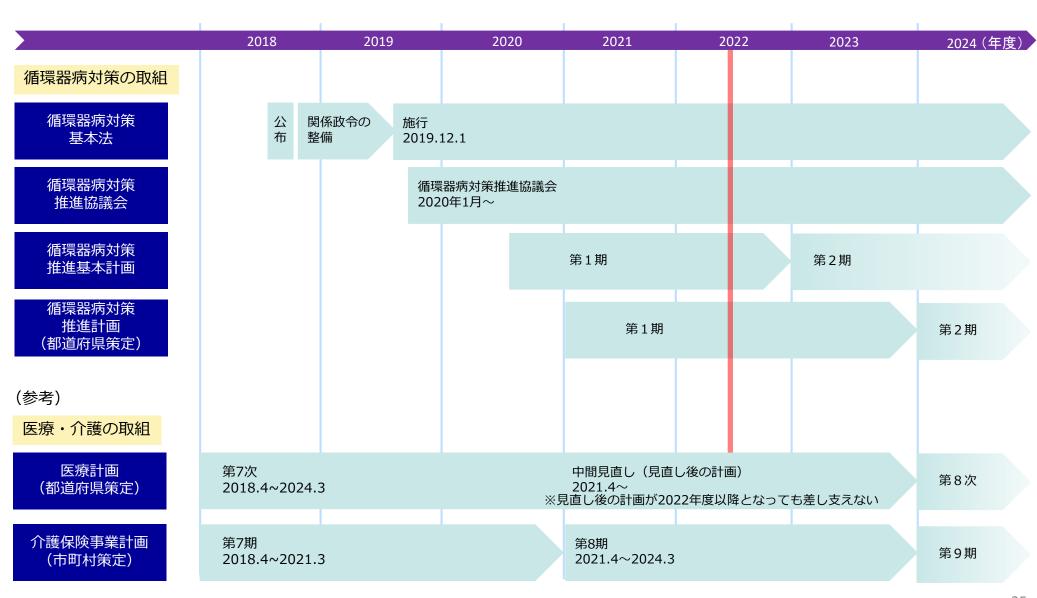
<センターに求められる要件> 支援の中心的な役割を担うことから、各疾患に対して専門的な知識が求められることを想定

- 先天性疾患に対する診療、外来リハビリテーション、緩和ケア等、循環器病に対する総合的な診療を行える施設であり、地域の病院、かかりつけ医などとも密接に連携が取りながら、データ入力の支援等もできること (※詳細はR3年度特別研究で報告)
- 自治体との密な連携が取れ、循環器病の後遺症を有する者に対する支援及び治療と仕事の両立支援・就労支援を行っていること

期待される効果:地域医療機関の診療及び患者支援機能の向上が可能となる

国民がワンストップで必要な情報を得られるとともに、より効率的かつ質の高い支援が可能となる

循環器病対策に係る今後のスケジュールについて



4. 糖尿病の医療体制について

がん・疾病対策課

第7次医療計画以降の施策・検討状況

健康日本21(第二次): 2013~2023年度

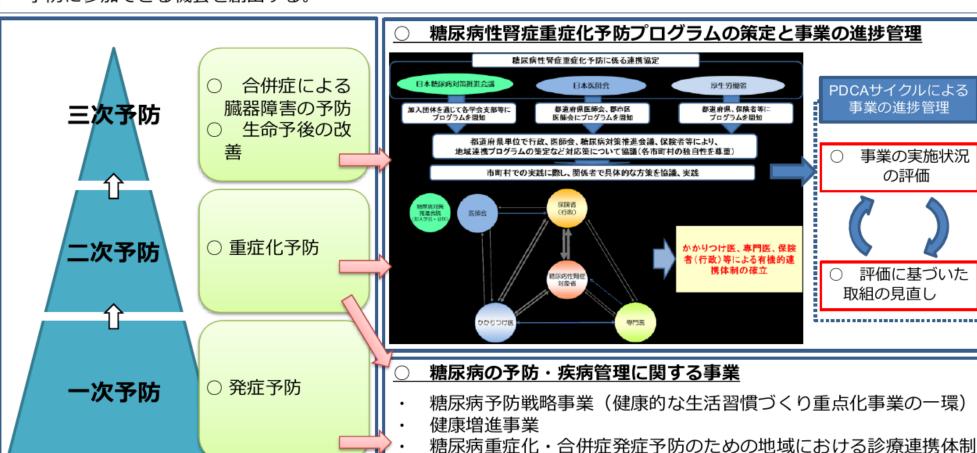


糖尿病の医療体制

平成30年9月28日 第13回医療計画の見直し等に関する 検討会資料より

【概要】

- 発症予防・重症化予防に重点をおいた対策を推進するため、地域における連携体制の構築を目指す。
- 重症化予防対策には、受診中断患者数の減少や早期からの適切な指導・治療が重要であり、医療機関と薬局、保険者が連携する取組を進める。
- 日常生活に近い場でも栄養・運動等の指導を受ける事が可能となるよう、医療従事者が地域での健康づくり・疾病 - 予防に参加できる機会を創出する。



の推進に資する事業

健康日本21(第二次)の概要

- 平成25年度から平成34年度までの国民健康づくり運動を推進するため、健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(平成15年厚生労働大臣告示)を改正するもの。
- 第一次健康日本21(平成12年度~平成24年度)では、具体的な目標を健康局長通知で示していたが、目標の 実効性を高めるため、大臣告示に具体的な目標を明記。

健康の増進に関する基本的な方向

- ① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
 - 生活習慣の改善や社会環境の整備によって達成すべき最終的な目標。
 - 国は、生活習慣病の総合的な推進を図り、医療や介護など様々な分野における支援等の取組を進める。
- ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底(NCD(非感染性疾患)の予防)
 - ・がん、循環器疾患、糖尿病、COPDに対処するため、一次予防・重症化予防に重点を置いた対策を推進。
 - ・国は、適切な食事、適度な運動、禁煙など健康に有益な行動変容の促進や社会環境の整備のほか、 医療連携体制の推進、特定健康診査・特定保健指導の実施等に取り組む。
- ③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
 - ・自立した日常生活を営むことを目指し、ライフステージに応じ、「こころの健康」「次世代の健康」「高齢者の健康」 を推進。
 - ・国は、メンタルヘルス対策の充実、妊婦や子どもの健やかな健康増進に向けた取組、介護予防・支援等を推進。
- ④ 健康を支え、守るための社会環境の整備
 - ・時間的・精神的にゆとりある生活の確保が困難な者も含め、<u>社会全体が相互に支え合いながら健康を守る</u> 環境を整備。
 - 国は、健康づくりに自発的に取り組む企業等の活動に対する情報提供や、当該取組の評価等を推進。
- ⑤ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善
 - ・上記を実現するため、各生活習慣を改善するとともに、国は、対象者ごとの特性、健康課題等を十分に把握。

16,103人

(平成28年)

66.7%

(平成28年)

0.96%

(平成26年度)

1.000万人

(平成28年)

1.412万人

(平成27年度)

50.1%

17.5%

(平成27年度)

|特定健康診査の実施率||特定健康診査の実施率||特定健康診査の実施率||特定健康診査の実施率

特定保健指導の実施率特定保健指導の実施率特定保健指導の実施率特定保健指導の実施率

最終評価 令和 4 年6月16日 第18回健康日本21(第二次) 推進専門委員会資料より作成

最終評価

16.019人

(令和元年)

67.6%

(令和元年)

0.94%

(平成30年)

(参考値:1150万人)

(令和元年)

1,516万人

(令和元年)

55.6%

23.2%

(令和元年)

目標

15,000人

(令和4年度)

75%

(令和4年度)

1.00%

(令和4年度)

1,000万人

(令和4年度)

平成20年度と比べて

25%減少

(平成34年度)

70%

45%

(令和5年度)

ベースライン	中間評価

he having both and a but	
項目	
①合併症(糖尿病腎症による年間	

新規透析導入患者数)の減少

②糖尿病治療継続者の割合の増

③血糖コントロール不良者の割合

の減少(HbA1cがNGSP値8.4%以

④糖尿病有病者の増加の抑制

⑤メタボリックシンドロームの該当

⑥特定健康診查•特定保健指導

上の者の割合の減少)

者及び予備群の減少

の実施率の向上

(平成22年)

63.7%

(平成22年)

1.2%

(平成21年度)

890万人

(平成19年)

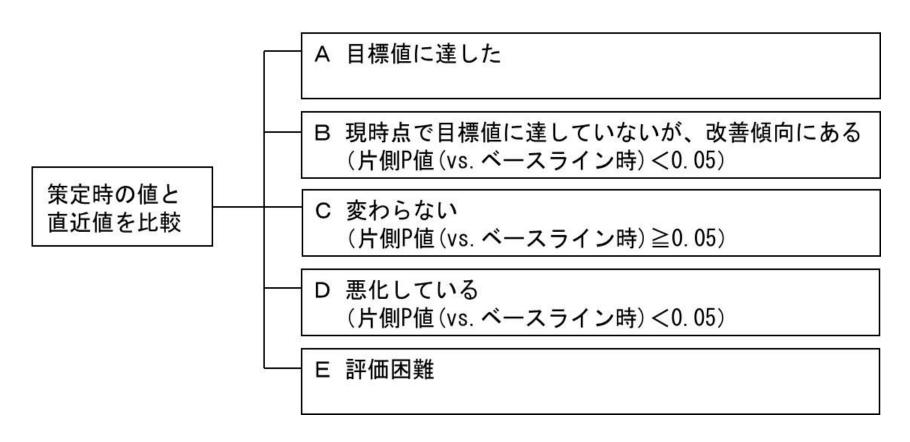
約1,400万人

(平成20年度)

41.3%

12.3%

(平成21年度)



※「B 現時点で目標値に達していないが、改善傾向にある」のうち、 設定した目標年度までに目標に達しそうなものを「B」、目標達成が危ぶまれるものを「B*」として評価する

最終評価 暫定

令和4年6月16日第18回健康日本21(第二次) 推進専門委員会資料より作成

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

生活の質の向上

社会環境の質の向上

糖尿病及びその合併症を抑制 ○糖尿病腎症による年間新規透析導入 合併症による臓器障害の 三次予防 患者数の減少 予防・生命予後の改善 ○治療継続者の割合の増加 С ○血糖コントロール指標における 重症化予防 次予防 コントロール不良者の割合の減少 B* H 〇特定健診・特定保健指導 該当者及び予備軍

一次予防

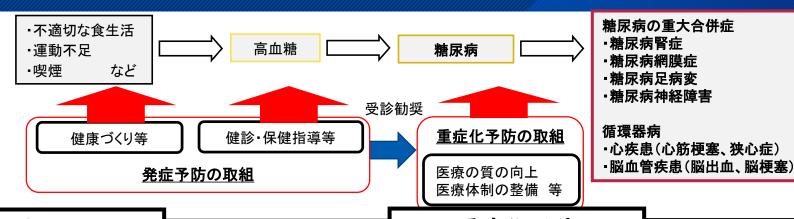
発症予防

○メタボリックシンドローム

○糖尿病有病者の増加抑制

E(B*)

現状の糖尿病対策



- 発症予防
- ポスターや優良事例の表彰などを通じた 健康的な生活習慣についての普及・啓発 活動
- 健康増進事業(健康教育、健康相談、訪問 問指導等)を通じた健康づくりの推進
- 〇 特定健診、特定保健指導の実施
- 〇 健診の受診率向上に向けた取組の推進
- 〇「標準的な健診・保健指導プログラム」を 策定し、生活習慣改善を促す効果的な方 法を提示
- 栄養・食生活、身体活動・運動等の各生 活習慣に関する研究の推進

- 重症化予防
- 〇 糖尿病の重大合併症の予防·管理に関 する研究の推進
- 〇 学会横断的な研究(学会横断的ガイドライン作成等)の推進

(糖尿病学会、循環器学会、腎臓学会、眼科学会)

〇 大規模糖尿病診療データベースの構築

透析予防

- 〇 糖尿病性腎症重症化予防プログラム
- 〇 腎疾患対策検討会報告書(平成30年 7月腎疾患対策検討会)に沿った対策 の推進 (普及啓発、医療提供体制、診療水準の向上、

人材育成、研究の推進等)

健康局の糖尿病の予防・疾病管理に関する事業

<u>①糖尿病予防戦略事業 (健康的な生活習慣づくり重点化事業の一環)</u>

糖尿病の発症予防及び重症化予防において、地域特性を踏まえた課題解決型の糖尿病予防対策や飲食店等と連携し栄養バランスに偏りのある対象集団にアプローチする食環境整備に重点を置き、適切な食生活の実践を促すための効果的な対策の推進を図る。

- 1) 民間産業と連携した栄養バランスのとれた食事を入手しやすい環境整備
- 2) 若い世代への栄養バランスのとれた食事の実践支援活動
- 3) 地域高齢者等の健康支援を推進する食環境の整備

【補助先】都道府県・保健所を設置する市・特別区 【補助率】 1/2

【令和4年予算額】3,672万円(令和3年度3,672万円)

②健康增進事業

健康増進法第17条及び第19条の2に基づき市町村が行う下記の事業に対して、都道府県が補助する事業及び 指定都市が行う上記事業の国庫補助を行う。

1)健康教育 2)健康相談 3)健康診査 4)訪問指導、等

【補助金:負担割合】(国1/3、都道府県 1/3、 市町村 1/3)(国1/3、政令指定都市 2/3)

【令和4年年度予算額】33億円(令和3年度:36億円)

③糖尿病の重症化·合併症の発症予防のための地域における診療連携体制の推進に 資する事業 (都道府県保健対策推進事業の一環, 旧糖尿病疾病管理強化策事業)

- * 都道府県が地域の実情を反映させた各種施策に着実に実施することで推進することを目的とする。
- *がん対策と並行して行われている事業。
- *健康増進法7条に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を踏まえて 都道府県健康増進計画を策定し、住民の健康増進のために必要な事業を実施することとなっている。

【補助先】都道府県 【令和4年度予算額】1,715万円(令和3年度: 1,715万円) 【補助率】 1/2

重症化予防プログラムの効果検証事業

● ねらい:人工透析移行ストップ

- 人工透析の主な原疾患である糖尿病性腎症の重症化予防は、健康寿命の延伸とともに、医療費適正化の観点で喫緊の 課題である。
- 専門医療機関等における介入のエビデンスは存在するが、透析導入患者をみると適切に医療を受けてこなかった ケースも多く、医療機関未受診者を含めた戦略的な介入が必要である。このため、保険者において実施されている 重症化予防の取組について、腎機能等一定の年月を必要とする介入・支援の効果やエビデンスを検証する。

● 実証の手法

現在、保険者においては、糖尿病性腎症重症化予防プログラム(平成28年4月策定、平成31年4月改定)に基づき、健診・レセプトデータを活用して抽出したハイリスク者(糖尿病治療中の者や治療中断かつ健診未受診者等)に対し、かかりつけ医や専門医等との連携の下、受診勧奨・保健指導の取組を実施している。

実証においては、①保健指導等の介入を受けた糖尿病性腎症患者の検査値等の指標の変化を分析、②糖尿病性腎症未治療者と治療中断者への医療機関への受診勧奨の有効性の分析、③NDBやKDBを活用し、長期的な検査値の変化や重症化リスクの高い対象者の特徴について分析を実施する。これらの分析により、介入すべき対象者の優先順位や適切な介入方法等を検討する。

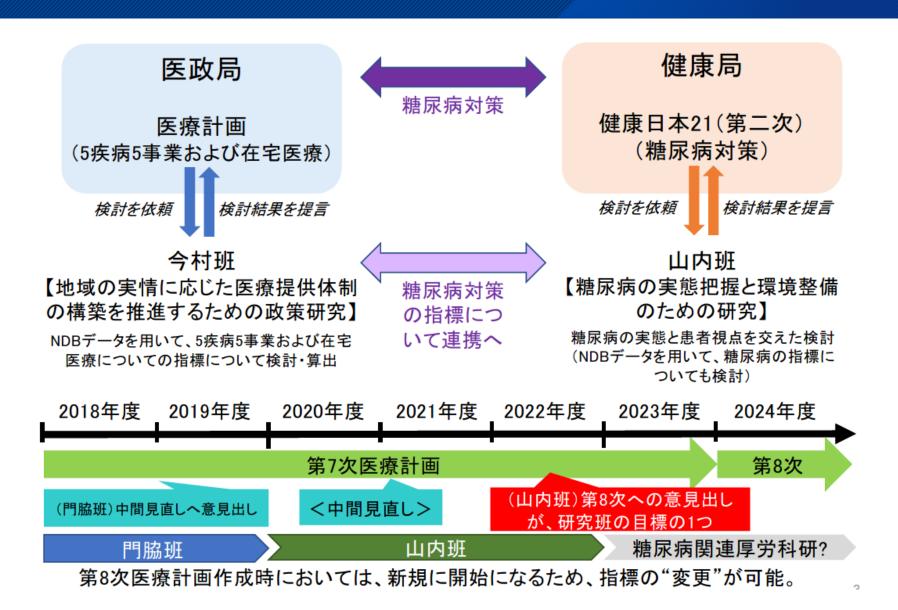
【事業規模】

・実施主体(保険者)200程度

実証のスケジュール(案)

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度~2025年度
実証事業の 枠組みを検討	実証・	の実施(実施~評価まで	(c)	結果を踏まえ、保険者等による 予防健康事業等への活用
・実証事業全体のス キームにおける位置 づけを検討	・既存の研究事業の効果検証の結果を踏まえ、実証事業に反映・実証フィールドの検証(市町村など200保)	・実証フィールド(200 保険者)での実施 ・病期別の介入とデータ 収集	・実証フィールド(200 保険者)での実施 ・実証分析・評価:第 三者の視点も加えて 実施	・糖尿病性腎症重症化予防プログラム等への反映を検討

医療計画における糖尿病対策の指標の検討について



(山内班資料)

今後の検討の方向性

- 1) 第8次医療計画に向けた指標の見直し
 - ・厚生労働省科学研究での検討結果を踏まえ指標の更新を行う
- 2)糖尿病対策に係る他計画との連携
 - ・健康日本21(第二次)(2024年~次期プラン)
 - ・医療費適正化計画(特定健診・特定保健指導、2024年~第4期)

平成30年9月28日 第13回医療計画の見直し等に 関する検討会資料より

糖尿病医療の体制構築に係る現状把握のための指標例

		予防	初期・安定期		合併症予防を含む専門治療		合併症治療
		נאינ		-	日田祖子四を召の寺门石原		糖尿病性腎症の管理が可能な
	•	特定健診受診率	糖尿病内科(代謝内科)医師数		教育入院を行う医療機関数		医療機関数
ス		特定保健指導実施率	糖尿病内科(代謝内科) 標榜医療機関数				糖尿病足病変の管理が可能な 医療機関数
トラクチ					腎臓専門医数		糖尿病網膜症の管理が可能な 医療機関数
チャ					糖尿病登録医/療養指導医		歯周病専門医数
1					糖尿病療養指導士数		糖尿病登録歯科医師数
					糖尿病看護認定看護師数		
				<u> </u>			
			糖尿病患者の年齢調整外来受療率		糖尿病透析予防指導の実施件数	•	糖尿病性腎症に対する 人工透析実施件数
			HbA1c検査の実施件数		在宅インスリン治療件数	•	糖尿病足病変に対する管理
			医療機関・健診で糖尿病と言われた者 のうち、治療を受けている者の割合			•	糖尿病網膜症手術数
プ			尿中アルブミン(定量)検査の実施件数				
ロセス			クレアチニン検査の実施件数				
ス			精密眼底検査の実施件数				
			血糖自己測定の実施件数				
			内服薬の処方件数				
			外来栄養食事指導料の実施件数				
	ļ,			<u> </u>			
アウ		糖尿病予備群の者の数			低血糖患者数		
ソトカ		糖尿病が強く疑われる者の数			糖尿病性ケトアシドーシス、 非ケトン昏睡患者数		
ム			● 新規人工		糖尿病患者の年齢調整死亡率		

5. 精神疾患の医療体制について

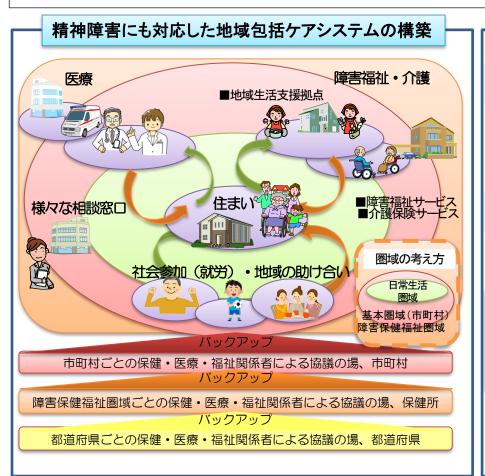
厚生労働省

社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課

- ・第7次医療計画について
- •精神疾患の現状について
- •検討会について
- •今後の方向性について

精神疾患の医療体制について(第7次医療計画)

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。
- 〇 令和2年度末、令和5年度末の精神病床における入院需要(患者数)及び、地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)の目標を明確にした上で、障害福祉計画等と整合性を図りながら地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備を推し進める必要がある。
- 統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、依存症などの多様な精神疾患等ごとに医療機能の役割分担を整理し、 相互の連携を推進するとともに、患者本位の医療を実現していけるよう、各医療機関の医療機能を明確化する必要がある。



多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築 多様な精神疾患等ごとに その他の 地域精神科医療提供機能を担う 医療機関 医療機関 市町村 精神医療圏※1 精神医療圏ごとの医療関係者等による協議の場 精神疾患に関する圏域連携会議 多様な精神疾患等ごとに 地域連携拠点機能を担う 保健所 医療機関 バックアップ 多様な精神疾患等ごとに 精神保健福 都道府県 都道府県連携拠点機能を担う 祉 本庁 医療機関 センター 都道府県ごとの医療関係者等による協議の場※2 精神疾患に関する作業部会 ※1 精神医療圏の設定にあたっては二次医療圏を基本としつつ、障害保健福祉 圏域、老人福祉 圏域、精神科救急医療圏域等との連携も考慮し、地域の実

情を勘案して弾力的に設定 ※2 医療計画作成指針に基づく協議の場

現状把握のための指標例(第7次医療計画中間見直し後)

<u> </u>																	●重点指標
	統合失調症	うつ・ 躁うつ病	認知症	児童・児 精神:		アルコール 依存症	薬物依存症	ギャンブル等 依存症	PTSD	高次 脳機能障害	摂食障害	てんかん	精神科救急	身体合併症	自殺対策	災害精神医療	医療観察法
ストラクチ	治療抵抗性 統合失薬をの 治療病に 神病で 院 病 院 で 病 院 で 表 の 表 の 表 の 表 の 表 の 、 、 、 の 、 の 、 の 、 の	閉鎖循環式全 身麻酔の精神 ● 科電気痙攣療 法を実施する 病院数	療センターの	療管理料を算 定した精神病	発達障害を入 院診療してい る精神病床を 持つ病院数	療等機関(依 存症専門医療 機関、依存症 治療拠点機関)	依存症專門 医療等機関 (依療持機関 門医存症機関 依点機関) 数	方序市明厉病	PTSDを入院 診療している 精神病床を持 つ病院数	高次脳機能 ●障害支援拠 点機関数	摂食障害治 ● 療支援セン ター数	てんかん診 療拠点機関 数	精 本 本 本 本 本 を に ま を に ま を に に に に に に に に に に に に に	身体合件に有機を 身体合いを 療体の でを を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の	救命救急入 院料精神疾 患診断算 動回加般 とる と 数	DPAT先遣隊 ●登録医療機 関数	指定通院医 ●療機関数
	治療抵抗性 統合失薬を外 治療薬使用機関 大医療機関 数	を外来で実施	認知症を入院 診療している 精神病床を持 つ病院数		発達障害を外 来診療してい る医療機関数	ル依仔症人院 医療管理加算 を算定された 特神病庁を持	依存症集団 療法を外来 で算定され た医療機関 数	ギャンブル等 依存症を入院 診療している 精神病床を持 つ病院数	診療している		摂食障害入院医療管理 ●加算を算定された病院 数	てんかんを 入院診療し ている精神 病床を持つ 病院数	精神科救急 → 入院料を算定した病院 数	精神は ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で	救急患者精神科継続支 ●援料をとる 一般病院数		
ľ	統合失調症 を入院診療 している精 神病床を持 つ病院数		認知症を外来 診療している 医療機関数	20歳未満の精 神疾患を外来 診療している 医療機関数		存症を入院診 療している精	薬物依存症 を入院診療 している精 神病床を持 つ病院数	ギャンブル等 依存症を外来 診療している 医療機関			摂食障害を 外来診療し ている医療 機関数	てんかんを 外来診療し ている医療 機関数		精神科リエ ゾンチーム を持つ病院 数			
	統合失調症 を外来診療 してい医療 機関数	うつ・躁うつ 病を外来診療 している医療 機関数	認知症サポー ト医養成研修 修了者数	知的障害を入 院診療してい る精神病床を 持つ病院数		存症を外来診 療している医	薬物依存症 を外来診療 している医 療機関数				摂食障害を 入院診療し ている精神 病床を持つ 病院数						
			かかりつけ医 認知症対応力 向上研修修了 者数	知的障害を外 来診療してい る医療機関数													
	治療抵抗性 統合失調症 治療薬を使 用した入院 患者数(精神 病床)	閉鎖循環式全 身麻酔の精神 ● 科電気痙攣療 法を受けた患 者数				ル似仔派人院 ●医療管理加算 ●	依存症集団 療法を外来 で実施した 患者数	ギャンブル等 依存症の精神 病床での入院 患者数	PTSDの精神 病床での入院 患者数		摂食障害入 院医療管理 ・加算を算定 された患者 数	てんかんの 精神病床で の入院患者 数	精神科救急 医療体制整 ・ 備事業にお ける受診件 数	精神科院県体 精神科入な診療を特 神症の診療を精 神科入な診療を精 神科大と表 神科大と表 神科大学 神科大学 神経、 神神・ 神神・ 神神・ 神神・ 神神・ 神神・ 神神・ 神神	院で精神疾 患診断治療 初回加算を 算定された		
プロセス	治療抵抗性 統合失調症 治療薬を使 用した外来 患者数	認知行動療法 ●を外来で実施 した患者数	認知症の精神 病床での入院 患者数	20歳未満の精 神疾患の精神 病床での入院 患者数	発達障害外来 患者数	存症の精神病 床での入院患	薬物依存症 の精神病床 での入院患 者数	ギャンブル等 依存症外来患 者数	PTSD外来患 者数		摂食障害の 精神病床で の入院患者 数	てんかん外 来患者数	精神科救急 医療体制整 ● 備事業にお ける入院件 数	体制を持つ一般 病院で受け入れ た精神疾患の患 者数(精神疾患 診療体制加算+ 精神疾患患者 入加算)	● 神科継続支 援を受けた		
	統合失調症 患者に抵抗 きと 性統合失薬 使用率	うつ・躁うつ 病の精神病床 での入院患者 数	認知症外来患者数	20歳未満の精 神疾患外来患 者数			薬物依存症 外来患者数				摂食障害外 来患者数		精神疾患の 救急車平均 搬送時間	精神科リエ ゾンチーム を算定され た患者数			
	統合失調症の精神病床での入院患者数	うつ・躁うつ病外来患者数		知的障害の精神病床での入院患者数													
	統合失調症 外来患者数			知的障害外来 患者数					3 800///		-						
ア	•							精神病床における	人院後3,6,12ケ	月時点の退院	~						

地域平均生活日数 精神病床における急性期・回復期・慢性期入院患者数(65歳以上・65歳未満別)

精神病床における新規入院患者の平均在院日数

52

精神病床に係る基準病床数算定式(第7次医療計画中間見直し後)

- ○平成26年度の入院受療率と令和2年の推計人口を基に、政策効果を見込まない入院患者数を都道府県毎に推計
- \bigcirc 1年以上の長期入院患者数推計値から政策効果(α 、 β 、 γ)による効果を反映する



🗙 (1/病床利用率)

平成26年度の入院受療率を基に将来の入院需要を入院期間別

(急性期:3か月未満、回復期:3か月以上1年未満、慢性期:1年以上)に推計。

推計を行った上で、慢性期においては、

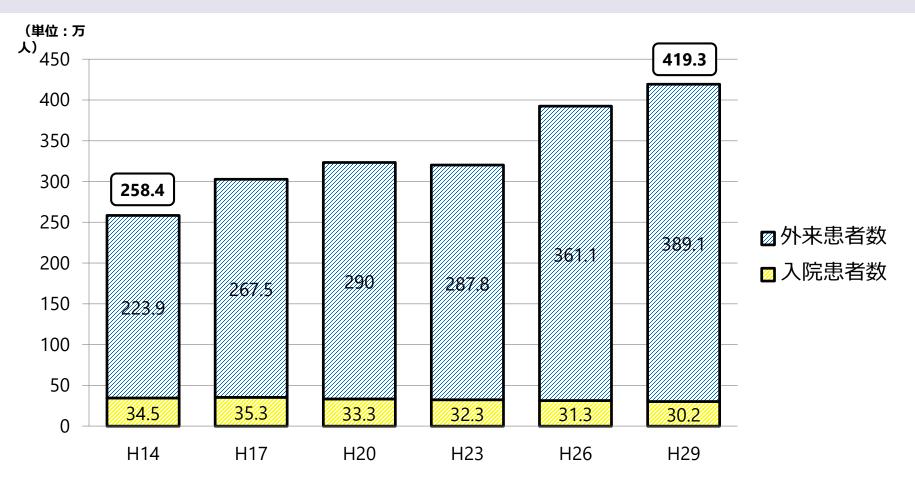
- ①「地域移行を促す基盤整備」: α(0.8から0.85までの間で都道府県知事が定める数)
- ②「治療抵抗性統合失調症治療薬の普及」: B(0.95から0.96までの間で都道府県知事が定める値を3乗し、0.95で除した数)
- ③「認知症施策の推進」: y(0.97から0.98までの間で都道府県地が定める値を3乗した数)
- による政策効果反映し、令和5年度の精神病床における1年以上長期入院患者数の目標値を都道府県別に設定している。

なお、第7次医療計画及び第6期障害福祉計画では、同様の算定式を用いている。

- ・第7次医療計画について
- •精神疾患の現状について
- •検討会について
- •今後の方向性について

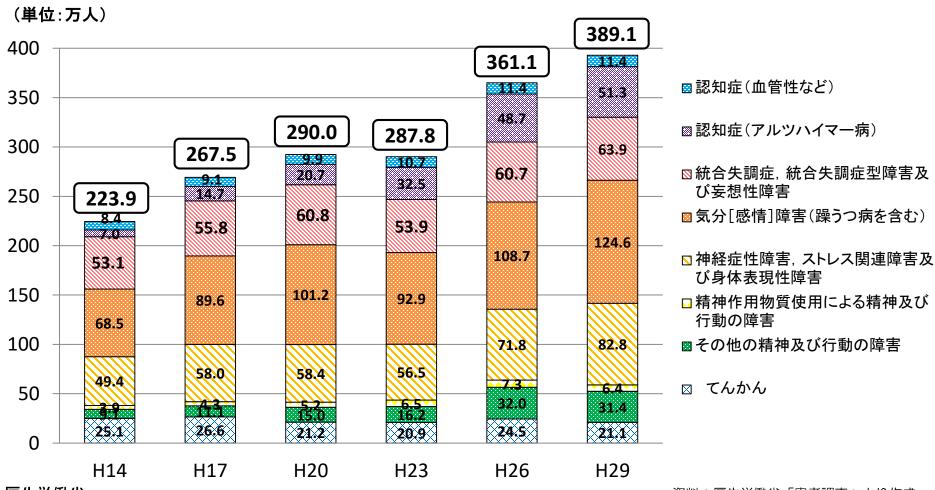
精神疾患を有する総患者数の推移

- 精神疾患を有する総患者数は約419.3万人【入院:約30.2万人、外来:約389.1万人】
 - ※ うち精神病床における入院患者数は約27.8万人
- 入院患者数は過去15年間で減少傾向(約34.5万人→30.2万人【Δ約4万3千人】)
 - 一方、外来患者数は増加傾向(約223.9万人→389.1万人【約165万2千人】)



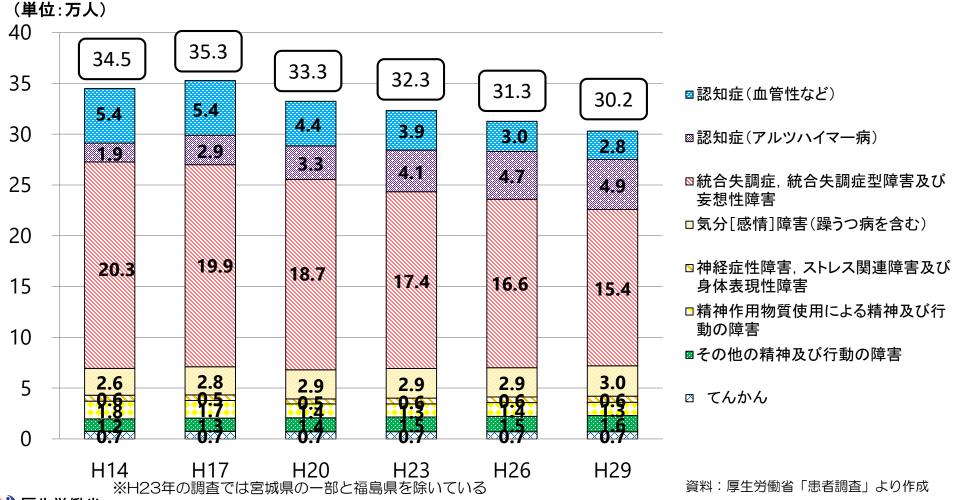
精神疾患を有する外来患者数の推移(疾患別内訳)

○ 精神疾患を有する外来患者数は、疾病別にみると、特に認知症(アルツハイマー病)が15年前と比べ約7.3 倍、気分[感情]障害(躁うつを含む)が約1.8倍、神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害が約1.7 倍と増加割合が顕著である。

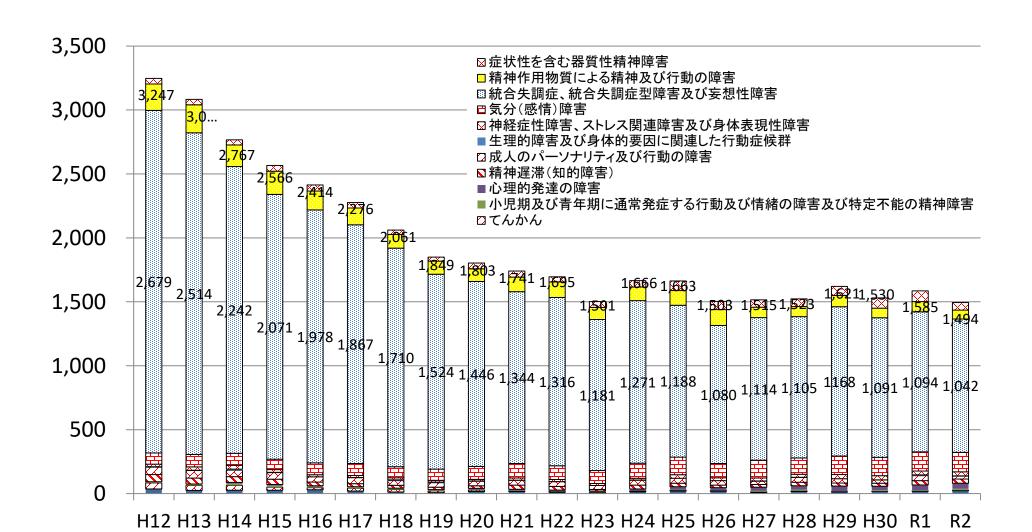


精神疾患を有する入院患者数の推移(疾病別内訳)

○ 精神疾患を有する入院患者数は、15 年前と比べおおよそ9 割(平成14 年:約34.5 万人→平成29年:約30.2 万人)に減少しているが、疾病別にみると、認知症(アルツハイマー病)が15 年前と比べ約2.6 倍に増加している。

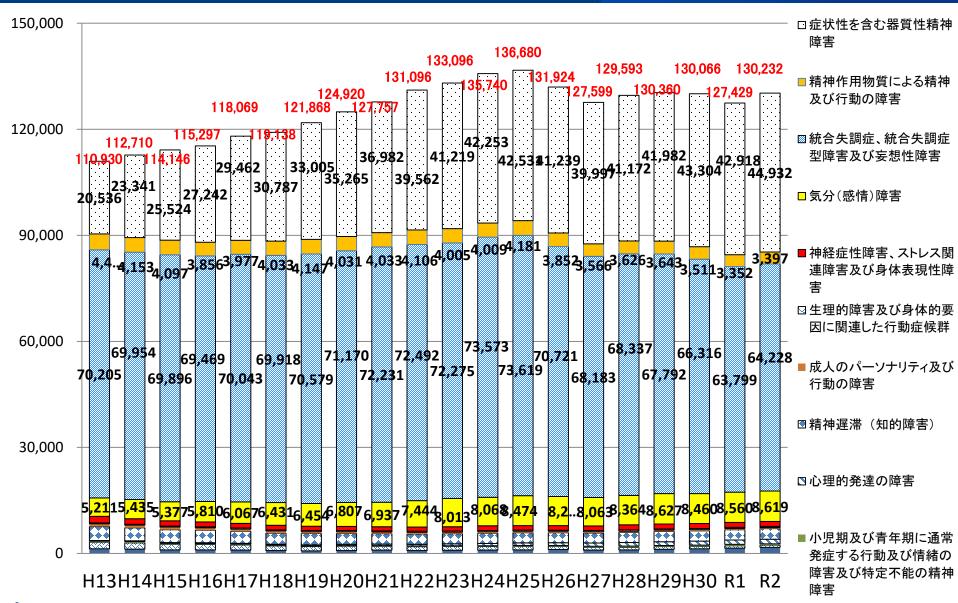


措置入院患者数の推移(疾患別内訳)



停生労働省 ひと、くらし、みらいのためにMinistry of Health, Labour and Welfare

医療保護入院患者数の推移(疾患別内訳)



- ・第7次医療計画について
- •精神疾患の現状について
- •検討会について
- •今後の方向性について

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会報告書(概要) (令和3年3月18日)

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に際しては、精神障害者や精神保健(メンタルヘルス)上の課題を抱えた者等(以下「精神障害を有する方等」とする。)の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進める必要がある。また、精神保健福祉センター及び保健所は市町村との協働により精神障害を有する方等のニーズや地域の課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築することが重要。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る基本的な事項

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムでは、**精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、重層的** な連携による支援体制を構築する。
- 「地域共生社会」は、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方であり、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」は「地域共生社会」を実現するための「システム」「仕組み」と解され、地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- 重層的な連携による支援体制は、**精神障害を有する方等一人ひとりの「本人の困りごと等」に寄り添い、本人の意思が尊重されるよう情報提供等やマ**ネジメントを行い、適切な支援を可能とする体制である。
- 同システムにおいて、精神障害を有する方等が必要な保健医療サービス及び福祉サービスの提供を受け、その疾患について周囲の理解を得ながら地域の一員として安心して生活することができるよう、**精神疾患や精神障害に関する普及啓発を推進することは、最も重要な要素の一つであり、メンタルへルス・ファーストエイドの考え方を活用する等普及啓発の方法を見直し、態度や行動の変容までつながることを意識した普及啓発の設計が必要**である。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構成する要素

地域精神保健及び障害福祉

- 市町村における**精神保健に関する相談指導等 について、制度的な位置付けを見直す**。
- 長期在院者への支援について、市町村が精神 科病院との連携を前提に、病院を訪問し利用可 能な制度の説明等を行う取組を、制度上位置付 ける。

精神医療の提供体制

- 平時の対応を行うための「かかりつけ精神科 医 | 機能等の充実を図る。
- 精神科救急医療体制整備をはじめとする精神 症状の急性増悪や精神疾患の急性発症等により 危機的な状況に陥った場合の対応を充実する。

住まいの確保と居住支援

- 生活全体を支援するという考えである「居住 支援 | の観点を持つ必要がある。
- 入居者及び居住支援関係者の安心の確保が重要。
- 協議の場や居住支援協議会を通じた**居住支援 関係者との連携を強化する**。

社会参加

- 社会的な孤立を予防するため、 地域で孤立しないよう伴走し、支 援することや助言等をすることが できる支援体制を構築する。
- 精神障害を有する方等と地域住 民との交流の促進や地域で「はた らく」ことの支援が重要。

当事者・ピアサポーター

- ピアサポーターによる精神障害 を有する方等への支援の充実を図 る。
- 市町村等はピアサポーターや精 神障害を有する方等の、協議の場 への参画を推進。

精神障害を有する方等の家族

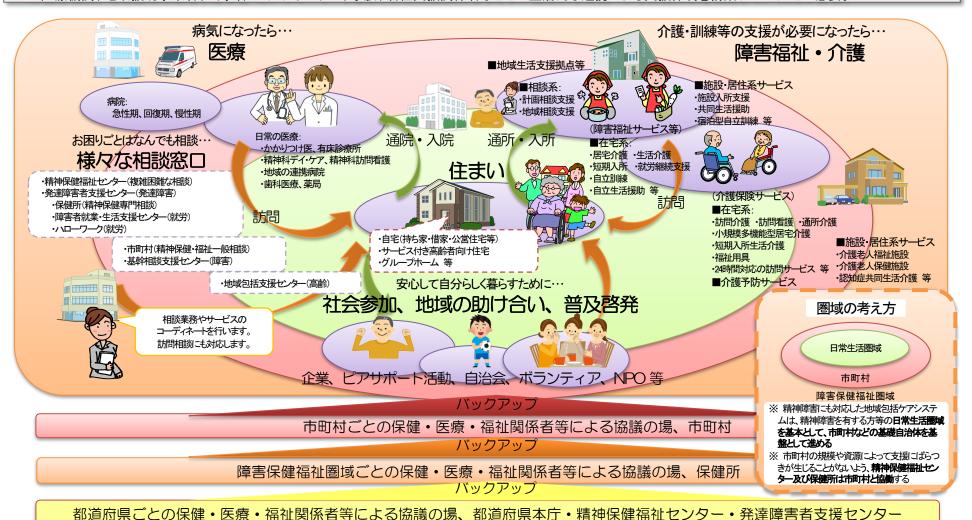
- 精神障害を有する方等の家族に とって、必要な時に適切な支援を 受けられる体制が重要。
- 市町村等は協議の場に家族の参 画を推進し、わかりやすい相談窓 口の設置等の取組の推進。

人材育成

○ 「本人の困りごと等」への相談 指導等や伴走し、支援を行うこと ができる人材及び地域課題の解決 に向けて関係者との連携を担う人 材の育成と確保が必要である。

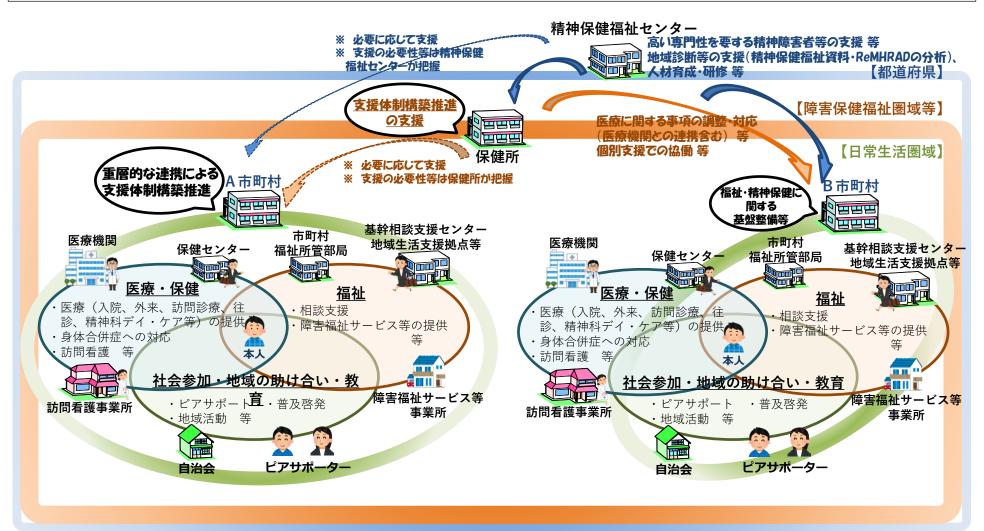
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(イメージ)

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、 普及啓発(教育など)が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっ ていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神 障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他 の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係る各機関の役割の整理

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向かっていく上では、欠かせないものであり、精神障害の有無や 程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、重層的な連携による支援体制を構築することが適当。
- 構築に際しては、精神障害者や精神保健(メンタルヘルス)上の課題を抱えた者等の日常生活圏域を基本として、**市町村などの基礎自治体を基盤として進める必要**がある。また、**精神保健福祉センター及び保健所は市町村との協働により精神障害を有する方等のニーズや地域の課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築**することが重要。



地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会

- O 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、本年3月の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書では、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の基本的な考え方、重層的な連携による支援体制の構築、普及啓発の推進並びに精神保健医療福祉、住まい及びピアサポート等の同システムを構成する要素等について、今後の方向性や取組が整理された。また、同報告書では、これまで精神保健医療福祉領域で課題とされている、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する入院に関わる制度のあり方、患者の意思決定支援や患者の意思に基づいた退院後支援のあり方等の事項については、別途、検討が行われるべきであるとされている。
- O このことを踏まえつつ、本検討会においては、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築、**令和 5 年度末で期限を迎える医療計画等の見直しに向けた地域精神 保健医療福祉体制**、「入院中の患者の意思決定支援や権利擁護の取組」等について議論を進めた。

○ 検討の経過

F	見催日	検討事項 等
第1回	令和3年 10月11日	・本検討会の今後の進め方について・その他
第2回	11月18日	・市町村が実施する精神保健福祉に関する相談支援の基本的な考え方について ・その他
第3回	12月27日	・関係者からのヒアリング(全国「精神病」者集団、公益社団法人全国精神保健福祉会連合会、全国市長会、大分県杵築市、全国精神保健福祉相談員会) ・その他
第4回	令和4年 2月3日	・第8次医療計画の策定に向けて ・その他
第5回	2月17日	・精神保健福祉法上の入院制度、患者の意思決定支援や患者の意思に基づいた退院後支援、権利擁護等について ・その他
第6回	3月3日	・精神保健福祉法上の入院制度等に関するヒアリング(認定NPO 法人地域精神保健福祉機構コンポ、全国「精神病」者集団、公益社団法人全国精神保健福祉会連合会、認定 NPO 法人大阪精神 医療人権センター、公益社団法人日本精神保健福祉士協会、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、公益社団法人日本精神科病院協会、令和 2 - 3 年度厚生労働行政推進調査事業費補 助金(障害者政策総合研究事業)「持続可能で良質かつ適正な精神医療とモニタリング体制の確保に関する研究」研究班)・第8次医療計画の策定に向けて(3)その他
第7回	3月16日	・精神保健福祉法の入院制度等について・その他
第8回	3月31日	・精神保健福祉法上の精神保健に関する市町村等における相談支援体制、入院制度等についてのこれまでのご意見を踏まえた論点と検討の方向性について ・その他
第9回	4月15日	・これまでのご意見を踏まえた論点に関する議論の状況について ・その他
第10回	5月9日	・これまでのご意見を踏まえた論点に関する議論の状況について ・その他
第11回	5月20日	・とりまとめに向けた議論 ・その他
第12回	5月30日	・とりまとめに向けた議論 ・その他
第13回	6月9日	・とりまとめに向けた議論 ・その他

○ 構成員 (五十音順、敬称略) ◎は座長

氏名	所属・役職等
岩上 洋一	千葉県中核地域生活支援センターがじゅまる センター長
上ノ山 一寛	公益社団法人日本精神神経科診療所協会副会長
江澤 和彦	公益社団法人日本医師会常任理事
太田 匡彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
岡田 久実子	公益社団法人全国精神保健福祉会連合会(みんなねっと)理事長
岡部 正文	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会理事
鎌田 久美子	公益社団法人日本看護協会 常任理事
神庭 重信	九州大学大学院医学研究院精神病態医学分野名誉教授
北村 立	公益社団法人全国自治体病院協議会常務理事
吉川 隆博	一般社団法人日本精神科看護協会会長
桐原 尚之	全国「精神病」者集団運営委員
柑本 美和	東海大学法学部法律学科教授
小阪 和誠	一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構理事
櫻木 章司	公益社団法人日本精神科病院協会常務理事
櫻田 なつみ	株式会社 MARS ピアサポーター
◎田辺 国昭	国立社会保障・人口問題研究所所長
田村 綾子	公益社団法人日本精神保健福祉士協会会長
辻本 哲士	全国精神保健福祉センター長会会長
中原 由美	全国保健所長会(福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 保健監 (保健所長))
永松 悟	全国市長会(杵築市長)
野澤 和弘	植草学園大学副学長/一般社団法人スローコミュニケーション理事長
野原 勝	岩手県保健福祉部長
藤井千代	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 地域・司法精神医療研究部 部長
森 敏幸	全国精神障害者社会福祉事業者ネットワーク代表/精神保健福祉事業団体連絡 会副代表
·	6.

- ・第7次医療計画について
- •精神疾患の現状について
- •検討会について
- •今後の方向性について

第8次医療計画の策定に向けた主な課題及び対応の方向性① (基本的な考え方について)

現状・課題

- 平成30年度からの第7次医療計画では、同年度から、医療計画、障害福祉計画、介護保険事業(支援)計画の3計画が同時に開始することから、それぞれの計画が連動するよう同一の理念を共有すべく、精神疾患の医療体制の構築に係る指針(精神指針)において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めることが明確にされた。
- 第8次医療計画は、「診療報酬、障害福祉サービス等報酬及び介護報酬の同時改定」が実施される令和6年度から開始される。令和3年3月にとりまとめられた「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書の内容等を踏まえ、精神指針において記載すべき第8次医療計画の基本的な考え方について、整理が必要となる。

対応の方向性

- 行政と医療、障害福祉サービス、介護サービス等の顔の見える連携を推進し、精神保健医療福祉上のニーズを有する方が、その意向やニーズに応じ、切れ目なくこれらのサービスを利用し、安心してその人らしい地域生活を送ることができるよう、地域における多職種・多機関が有機的に連携する体制を構築することが重要である。こうした観点から、精神指針において、以下の内容を新たに記載すべきである。
- 精神障害の特性として、疾病と障害とが併存しており、その時々の病状が障害の程度に大きく影響する。そのため、以下のように、医療、障害福祉 ・ 介護その他のサービスを切れ目なく受けられる体制を整備する必要がある。
 - 1. 精神科医療の提供体制の充実には、精神保健に関する「本人の困りごと等」への支援を行う平時の対応を充実する観点と、 精神科救急医療体制整備をはじめとする精神症状の急性増悪や精神疾患の急性発症等による 患者の 緊急のニーズへ の対応 を充実する観点が必要 である。平時においては、かかりつけの医療機関に通院し、障害福祉・介護その他のサービスを利 用しながら、本人の希望に応じた暮らしを支援するとともに、 患者の 緊急 のニーズへの対応 においては、入院治療(急性 期)へのアクセスに加え、受診前相談や入院外医療(夜間・休日診療、電話対応、 在宅での診療 、訪問看護等)につい て、都道府県等が精神科病院、精神科訪問看護を行う訪問看護事業所等と連携しながら必要な体制整備に取り組むことが望 ましい。
 - 2. また、精神障害の有無や程度にかかわらず、地域で暮らすすべての人が、必要な時に適切なサービスを受けられるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する観点から、医療計画、障害福祉計画、介護保険事業(支援)計画が相互に緊密に連携し、医療、障害福祉・介護、住まい、就労等の社会参加、地域の助け合い、教育・普及啓発が包括的に確保された体制を整備していくことが重要となる。

第8次医療計画の策定に向けた主な課題及び対応の方向性②(指標例について)

現状・課題

- 精神指針に基づき、都道府県は、精神疾患等の医療提供体制を構築するに当たり、一定の指標例により、その現状を数値で客観的に把握し、医療計画に記載するとされている。第8次医療計画における指標例等について、「基本的な考え方について」を踏まえつつ、整理が必要となる。
- 検討会においては「指標が多すぎることによる行政の負担も懸念される。必要最小限の指標である必要があり、取捨選択すべき。」、「患者本位の精神科医療を提供することに対応する具体的なストラクチャー指標、プロセス指標、アウトカム指標を設けることも必要。」といった意見があった。

対応の方向性

- 第8次医療計画における指標例については、現在、厚生労働科学研究において検討が進められているが、検討に当たっては、以下 の点を踏まえることが必要である。
 - 患者の病状に応じ、医療、障害福祉・介護その他のサービスを切れ目なく受けられる体制を整備する観点から、「普及啓発、相談支援」「地域における支援、危機介入」「診療機能」「拠点機能」の段階ごとに、ストラクチャー、プロセス、アウトカムの各指標例を、第7次医療計画における指標例を含めて定めるべきである。
 - その他、普及啓発や人材育成を目的とする研修等の実施回数、受診前相談・入院外医療の充実、都道府県等における精神科 救急医療体制と一般の救急医療体制との連携等の指標を新たに設けるべきである。
 - 患者の権利擁護等について、障害者権利条約や本検討会での具体の方策を踏まえた指標を検討するべきである。 また、医療の受け手である患者の立場から、診療時間についても指標例としてほしい との意見があった。
 - 地域の精神医療提供体制の見える化を図るとともに、患者が安心して受けられる精神科医療を提供するという観点から、有用かつ都道府県にとって簡便な指標となるよう、取捨選択を図るべきである。
- また、現行の精神指針では、精神疾患等ごとの指標例とともに、各疾患等の現状・課題が掲げられている。令和3年12月の障害者部会「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」中間整理では、「精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが、制度の狭間に残されることなく、安心して自分らしく暮らすことができるよう、高次脳機能障害や発達障害を含め、多様な障害特性に配慮しながら、『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム』の構築に向けた検討を進めるべきである」とされている。このため、第8次医療計画では、精神保健に関する課題が、母子保健・子育て支援、高齢・介護、生活困窮・生活保護等、相談内容が多様化している現状に照らし、そうした相談内容も踏まえつつ、各疾患等について、その特性を踏まえた医療提供体制の基本的な考え方を、精神指針で示すべきである。

第8次医療計画の策定に向けた主な課題及び対応の方向性③ (精神病床における基準病床数の算定式)

現状・課題

- 第8次医療計画の精神病床における基準病床数の算定式の検討を進めるに当たっての基本的な考え方について、精神疾患を有する 入院患者数の推移等も踏まえつつ、整理が必要となる。
- 検討会において、「第8次医療計画の入院治療は最小限として、それまでの生活環境から切り離されずに治療を受けられる地域医療体制を進めていくことが重要で、可能な限り病床を削減していく方向であることを示すべき。」、「第8次医療計画の基準病床算定式では、政策効果により病床数が減少しているものと、政策効果によらず病床が減少しているものと区別し、算定できるようにする必要がある。」といった意見があった。

対応の方向性

- 第8次医療計画における精神病床における基準病床数の算定式については、現在、厚生労働科学研究において検討が進められているが、検討に当たっては、以下の点を踏まえることが必要である。
 - 近年、精神病床における 入院患者数は減少傾向にあることを勘案したものとするべきである。
 - その際には、政策効果(例:精神科医療の進展、地域における基盤整備の進展)、政策効果以外(例:患者の年齢構成の変化、疾病構造の変化)の両者の影響を勘案できるものとするべきである。